

# 平成30年度 第3回長野県自立支援協議会 次第

日時：平成31年3月19日（火）

13：30～16：00

場所：長野県庁本館特別会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

(1) 専門部会等の活動状況等について …資料1

(2) 地域生活支援拠点等の整備について …資料2

(3) 相談支援専門員等の研修体制について …資料3

(4) その他 …資料4

①グループホームに係る支援体制について

②障害者差別解消法における支援地域協議会の設置について

③地域福祉支援計画（案）について

④小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動について

⑤連絡事項

## 4 閉 会



平成30年度 第3回 長野県自立支援協議会 出席者名簿

(敬称略)

氏名	役職等	備考
穂苅由香里	長野県ピアサポートネットワーク 事務局長	
小林 彰一	社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 事務局長	代理出席
中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
小松 敏幸	社会福祉法人小諸学舎 学舎長	
笹澤 裕	長和町町民福祉課 福祉係長	
林 敏彦	社会福祉法人この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	
北嶋 昭	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 専門幹	
松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 所長	
加藤 春彦	木曾障がい者総合支援センターともに 所長	
降幡 美保	塩尻市健康福祉事業部福祉課 課長	
北沢 一人	大町市民生部 福祉課 課長	
小山多恵子	長野市障害ふくしネット・ケアマネ連絡会 代表	欠席
関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
飯島 千明	千曲市健康福祉部福祉課 係長	代理出席
岩下 美穂	飯綱町保健福祉課 主査	
井出 英樹	北信圏域障害者総合相談支援センターぱれっと	代理出席
小林 彰	社会福祉法人かりがね福祉会 理事長	欠席
辰野 恒雄	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 相談支援アドバイザー	
宮下 智	社会福祉法人明星会 明星学園 総園長	欠席
福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会 理事	
橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センターウイング 所長	
丸山 哲	社会福祉法人高水福祉会 常務理事	
井出 敦志	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員	
上野 隆一	NPO法人障がい者雇用支援ネットワークながの 理事	
福田 隆	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所ピア・ちくま 施設長	
駒村 和文	社会福祉法人長野市社会事業協会ななせ仲まち園 事務局次長兼園長	
宮澤 一江	労働雇用課 主事	代理出席
小澤 利彦	保健・疾病対策課 課長補佐兼心の健康支援係長	代理出席
飛沢 聡	地域福祉課 課長補佐兼自立支援・援護係長	代理出席
倉島さつき	特別支援教育課 指導主事	代理出席
清沢 浩志	次世代サポート課 課長補佐兼次世代支援係長	代理出席
浅岡 龍光	障がい者支援課 課長	
和田 徹	障がい者支援課 企画幹	
神戸 正則	障がい者支援課 課長補佐兼社会生活係長	
大日方規子	障がい者支援課 課長補佐兼自立支援係長	
渡辺 公恵	障がい者支援課 自立支援係 主査	
吉澤 史浩	障がい者支援課 自立支援係 主任	
荻原 拓哉	障がい者支援課 施設支援係 主事	
掛川真由美	保健・疾病対策課 心の健康支援係 保健師	
風間 邦子	保健・疾病対策課 小児慢性特定疾病児童等自立支援員	

事務局

長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期：29.6.1～31.5.31]

(敬称略)

設置要綱 (第5条)	氏名	役職等	備考
第1号	穂苅由香里	長野県ピアサポートネットワーク事務局 局長	当事者団体代表
	小林 和夫	社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 理事長	
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	小松 敏幸	社会福祉法人小諸学舎 学舎長	佐久圏域代表
	笹澤 裕	長和町町民福祉課 福祉係長	上小圏域代表(行政)
	林 敏彦	社会福祉法人この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	諏訪圏域代表
	北嶋 昭	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 専門幹	上伊那圏域代表
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 所長	飯伊圏域代表
	加藤 春彦	木曾障がい者総合支援センターともに 所長	木曾圏域代表
	降幡 美保	塩尻市健康福祉事業部福祉課 課長	松本圏域代表(行政)
	北沢 一人	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表(行政)
	小山多恵子	長野市障害ふくしネット・ケアマネ連絡会 代表	長野圏域(長野市)代表
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	長野圏域(須高)代表
	水出 和夫	千曲市健康福祉部福祉課 課長	長野圏域(千曲・坂城)代表
	岩下 美穂	飯綱町保健福祉課 主査	長野(北部)圏域代表(行政)
	町田 義文	中野市健康福祉部福祉課 課長	北信圏域代表(行政)
第4号	小林 彰	社会福祉法人 かりがね福祉会 理事長	有識者
	辰野 恒雄	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 相談支援アドバイザー	
	宮下 智	社会福祉法人明星会 明星学園 総園長	
	福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会 理事	
	橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センターウイング 所長	専門分野
	丸山 哲	社会福祉法人高水福祉会 常務理事	
	井出 敦志	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員	
	上野 隆一	NPO法人障がい者雇用支援ネットワークながの 理事	
	福田 隆	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所ピア・ちくま 施設長	
駒村 和文	社会福祉法人長野市社会事業協会ななせ仲まち園 事務局次長兼園長		
第3号	青木 隆	労働雇用課長	行政機関関係者
	西垣 明子	保健・疾病対策課長	
	町田 直樹	地域福祉課長	
	永原 龍一	特別支援教育課長	
	高橋 功	次世代サポート課長	
	浅岡 龍光	障がい者支援課長	

## (1) 専門部会等の活動状況等について

人材育成部会	… 2
療育部会	… 4
就労支援部会	… 6
精神障がい者地域移行支援部会	… 8
権利擁護部会	…10

平成 30 年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会 報告

[1] 本年度の狙い

「長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度実施した「モニタリング実態調査」「圏域・地域の人材育成体制に関するアンケート」から見える課題を基に3つの柱を中心に活動していく。また人材ビジョンの見直しを必要に応じて行っていく。

- ①研修体制の強化
- ②計画相談の質の向上（サービス等利用計画・モニタリングの充実）
- ③圏域の人材育成の後方支援（圏域の課題等を受け止める仕組み）
- ④地域ごとに研修ができる体制づくり

[2] 部会の開催及び取組状況

回数	日時	内容
第1回	4月19日	今年度部会の開催スケジュール及び検討事項について意見交換
第2回	5月31日	昨年度実施アンケートの分析 相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者養成研修について
第3回	7月18日	アンケートの分析から課題抽出
第4回	8月24日	アンケート分析から今後取り組む方針について
第5回	10月15日	相談支援従事者養成研修のあり方について 人材育成ビジョンの変更について
第6回	11月22日	相談支援従事者研修のあり方について 人材育成ビジョンの変更について
第7回	12月18日	相談支援従事者養成研修の検討（モデル研修の内容について）
第8回	2月15日	相談支援従事者養成研修の検討（地域への発信について）
第9回	3月4日	相談支援従事者養成研修の検討（地域への発信について） 主任相談支援専門員研修の報告 来年度の取組について

[3] 成果

- 各圏域に相談支援体制を中心とした人材育成について協議する場ができ、県人材育成部会と圏域の協議の場の連携体制ができた。
- 相談支援従事者養成研修（初任・現任）のモデル研修導入に向け、県と地域が連携したOJT体制の仕組みづくり
- 人材育成ビジョン第2期（30年度から32年度）行動指針実施に向けて新たな人材育成ビジョン案の策定

#### [4] 相談支援関連研修実施状況等

①相談支援従事者初任研修（5日間） 修了者 293人

- ・講義：平成30年7月3日、19、20日（長野市、松本市）
- ・演習：平成30年8月7、8日（長野市）平成30年8月20、21日（松本市）

②相談支援従事者現任研修（3日間）（経験者向け、更新者向け） 修了者 283人

- ・講義：平成30年8月29日
- ・演習：平成30年9月6、7日（松本市）9月20、21日（松本市）

③相談支援従事者専門別コース研修

○地域移行・地域定着：平成30年7月30、31日（諏訪市） 修了者 116人

※計画相談、障がい児相談、地域相談（地域移行）の加算の要件となる研修として実施

○障がい児相談：平成31年3月8日（長野市） 修了者 61人

④サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修（5日間） 修了者 401人

- ・相談支援講義：平成30年12月13日、14日（松本市）
- ・共通講義：平成30年1月29日（松本市）平成30年1月31日（長野市）
- ・分野別演習
- サービス管理責任者：平成31年2月6、7日（長野市）2月28日、3月1日（松本市）
- 児童発達支援管理責任者：平成31年2月20、21日（長野市）

（任意研修）

○サービス管理責任者スキルアップ研修 平成30年10月5日 修了者 113人

○児童発達支援管理責任者スキルアップ研修 平成30年10月12日 修了者 46人

#### [5] 来年度に向けて

○研修体系の強化

- ・相談支援従事者養成研修モデル研修導入による県と地域の連携体制づくり
- ・主任相談支援専門員研修のあり方について

○人材育成ビジョンの大幅改定

○地域の相談支援体制、計画相談の質の向上の検討

- ・相談支援専門員の不足等、第5期障害福祉計画の進捗状況を含めた検討
- ・きめ細やかなモニタリング（H30改正モニタリング基準の実現）に向けた取組（実態把握やモデル事例周知等）

## 平成30年度 長野県自立支援協議会 療育部会報告

### [1] 本年度のねらい

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者への支援体制の整備が進められる中で、各障がいの専門性に特化した協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動しながら、各地域の療育体制における課題の共有・検討。
- 2 協議会と一体的に実施してきた療育コーディネーターの研修・情報交換の回と協議会としての議論の回を分けて開催し、地域の障がい児支援のパイプ役となる療育コーディネーター機能の強化。
- 3 昨年度に引き続き療育部会運営委員会を設け、活動づくりを行っていく。
- 4 重心・医ケアWGの今後の位置づけについての検討。

### [2] 部会の開催及び取組状況

- 第1回 5月11日（金）（※療育コーディネーター研修会）
  - ・本年度のねらいと障がい児等療育支援事業を担う療育コーディネーターの役割について
  - ・療育コーディネーターと保健福祉事務所担当者を交えた意見交換
- 第2回 7月11日（水）
  - ・本部会と他の連携協議会との連携について、
  - ・各圏域の療育支援体制と療育部会の検討課題の協議。
- 第3回 9月28日（金）（※療育コーディネーター研修会）
  - ・最新の障がい児支援に関わる情報交換
  - ・「家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」に基づく教育との連携について
- 第4回 12月14日（金）（※療育コーディネーター研修会）
  - ・療育コーディネーターの取組、地域療育部会を運営する上での課題、県療育部会での取組内容について意見交換を行った。
- 第5回 2月22日（水）
  - ・圏域協議会の情報共有
  - ・今年度のまとめ

### [3] 重心・医ケアWGについて

- 第1回 5月11日（金）
  - ・各圏域の重心・医ケア児等に係る支援体制や課題について
- 第2回 10月18日（木）
  - ・各圏域の医療的ケア児支援連携推進会議の開催状況や取組について
  - ・医療的ケア児等支援者養成研修について
- 2月26日（月）
  - ・医療的ケア児等支援者養成研修のブラッシュアップ研修

### [4] 成果

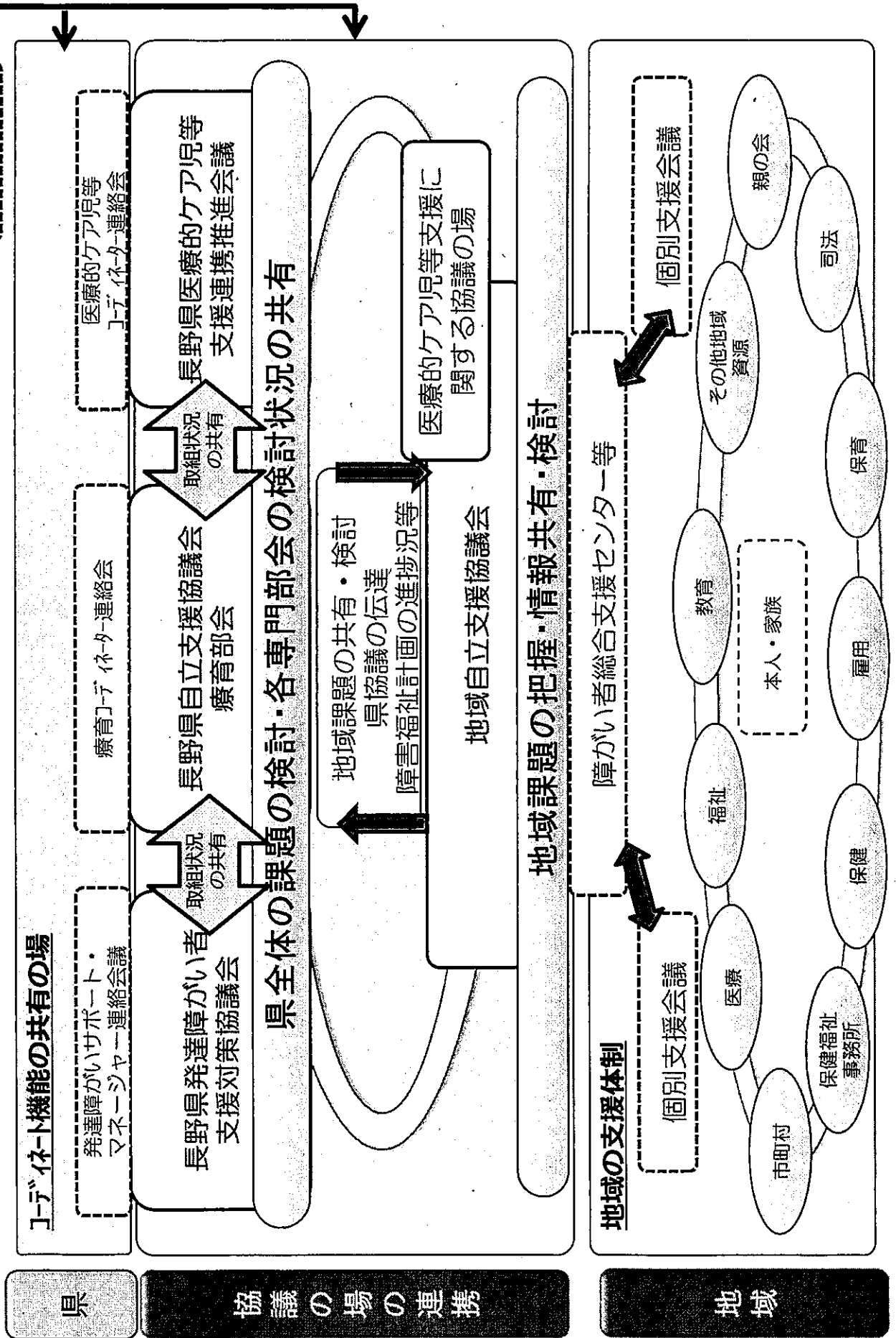
- 療育部会体制の再編（療育部会（年3回）+療育コーディネーター連絡会（年2回））
- 障がい児の支援体制の協議の場の連携の体制づくり（別紙参照）

### [5] 来年度に向けて

- 放課後デイサービスや児童発達支援、障がい児相談支援等の支援状況（第5期障害福祉計画の進捗状況含む）の共有
- 「本人（子ども）中心支援」「家族（親・きょうだい）支援」の視点の共有
- 地域協議会運営の情報交換



# 障がい児等の支援体制に係る協議の場の連携(案)



[1] 今年度のねらい

① 研修事業

短期トレーニング促進事業（500人）、OJT推進員派遣事業（40件）を目指すべく、OJT推進員の質の向上及び人材の確保、並びに就労移行支援事業所の連携強化、生活支援ワーカーの支援力向上、更には経験の浅い支援者の支援技術向上を目的とした研修会を実施する。

（キーワード：連携・定着・技術向上）\*定着には就職者、支援者含む

② 後方支援事業

障がい者の就労支援における県内地域差を解消し更なる圏域部会活動の活性化と標準化を目的とした後方支援を行うとともに、県就労支援部会と圏域就労支援部会の連携強化を図る。

③ OJT推進員派遣事業の検証

上期において、現OJT推進員派遣事業の利点・欠点を整理し、より有効な活用方法、支援制度の可能性について検討を行う。

④ 就労定着支援事業所に関する検討

下期、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法内で新規に創設された就労定着支援事業について、長野県内における実施状況の把握に努めるとともに、実態を注視し、資源の活用について検討していく。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

<第1回運営会議 4月23日>

○第1回 5月24日

- ・平成30年度就労支援部会の構成、活動計画について
- ・今後のOJT推進員派遣事業について（議論の方向性、全体の論点抽出）

○第2回 6月21日

- ・OJT推進員派遣事業について（グループワークによる個別論点整理）

○第3回 7月23日

- ・圏域自立支援協議会就労関係部会との合同開催（年間計画、圏域の状況の情報交換）
- ・OJT推進員派遣事業について（第1回、第2回の議論のまとめと共有）

○第4回 8月24日

- ・OJT推進員派遣事業について（検討の集約）
- 委託事業化による実施の検討

<第2回運営会議 10月18日>

○第5回 10月22日

- ・平成30年度就労支援部会研修準備（グループワークを中心とする事例検討で実施予定）
- 準備班個別会議
- テーマ1 職業準備性について（11月15日 松本圏域 Wish）
- テーマ2 職場定着について（11月8日 県庁内）

○第6回 12月6日

- ・就労支援部会研修（職業準備性・職場定着）実施。（なんなん広場大会議室）
- ・テーマ別に分かれて事例に基づくグループワーク（3時間強）と事例のまとめ
- ・アンケート結果は概ね好評。

○第7回 3月7日 <第3回運営会議 同日開催>

- ・各圏域の就労関係部会と合同開催
- ・平成30年度就労支援部会の総括

### 【3】成果

- 就労支援部会研修会（職業準備性・職場定着）の開催（参加申込 50 人）
- 職場実習支援制度の実績
  - ・OJT 推進員派遣事業 13 件
  - ・短期トレーニング促進事業 306 件（上半期実績・延べ件数）
- OJT 推進員派遣事業の検討について
  - ・OJT 推進員派遣事業は昨年度より若干の増加が図られたものの、微増にとどまっている状況。最盛期（年間 50 件前後）には程遠い。
  - ・就労支援部会発の事業ということもあり、部会においても方向性を検討。
  - ・推進員の担い手（支援人材）不足は、障がい福祉業界そのものが直面する課題であり、根が深い。
  - ・その他、報酬の低さ（単価としては「それなり」でも、安定して人を確保できる水準にない）、機動性、柔軟性の低さ（派遣手続が必要になることから支援ニーズに対してタイムラグが発生する、計画外の支援が評価されない）といった問題点が提起された。
  - ・来年度以降の方向性として、事業予算を集約し、委託形態とすることを部会でも検討。今後は県側が受託事業者を探していくことになると思われる。
- 短期トレーニング促進事業について
  - ・前期時点だが過去最高の実施件数。職場実習はマッチング精度の向上によって職場定着の向上にも効力があると見込まれるため、部会として今後も職場実習は重視していく。

### 【4】来年度に向けて

- 研修事業
  - ・質の高い支援員の育成及び経験の浅い支援者を対象とした研修会を実施する。
  - ・現時点では、精神障がいの特性に応じた支援能力の底上げに向けて、医療とのかかわり方、連携といった要素を含む研修を検討する予定。
- 後方支援事業
  - ・圏域課題の把握、後方支援を目的に合同部会を年 2 回開催する。
  - ・圏域出張部会の開催を検討する。
- 研究事業
  - ・障がい福祉サービスの入り口ともなることが多い「就労アセスメント」について改めて取り上げ、地域の実態、運用等について事例収集、検討を行う。

## 【1】本年度のねらい

各圏域に配置されている精神障がい者地域生活支援コーディネーター等を中心とした地域移行・地域定着支援が円滑に実施できるよう、各圏域の課題を把握し、圏域間の情報交換等を通して地域移行体制の強化に取り組む。

## 【2】部会の開催及び取組状況

### <地域移行支援部会>

#### ●第1回 平成30年5月30日(水)

内容 ・今年度の活動方針等の決定

・国主催の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に関する研修会の復命等を基に、上記システムや地域移行支援に関する意見交換

・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会で提出された各圏域の課題等を共有

#### ●第2回 平成31年3月1日(金)

内容 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会で報告された各圏域の今年度の取組状況及び課題等を確認

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する意見交換、来年度の取組の方向性を確認

### <精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会>

#### ●第1回 平成30年5月15日(火)

内容 ・各圏域の今年度の取組計画等を確認

・事前に各圏域より提出された質問項目を基に、全体で情報交換を実施

#### ●第2回 平成30年10月31日(水)

内容 ・各圏域の上半期の取組の進捗状況および下半期の取組計画を確認

・コーディネーターから提出された地域移行に関する事例を通して、障害福祉サービスや自圏域にある社会資源を含めた情報交換や、提出事例に対する助言等についてグループで話し合い、様々な意見が発表された。

#### ●第3回 平成31年2月27日(水)

内容 ・各圏域の今年度の活動を振り返り、次年度に向けての課題を確認

・情報交換

### 【3】 成果

○長野県障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の目標値及び実績

項目	【参考】	目標	H27	H28	H29
	H19～H25 平均	(H29)			
①入院後、3 か月時点の退院率	62.6%	64.0%	65.6%	60.5%	60.0%
②入院後、1 年時点の退院率	90.4%	91.0%	91.0%	91.4%	90.9%
③入院期間が1 年以上である長期在院患者数	※H24 2,683 人	2,370 人	2,429 人	2,355 人	2,311 人

※実績①、②：各年 6 月入院患者退院率 保健・疾病対策課調べ（県内精神科病院 30 機関へ調査）

※実績③：各年 6 月末時点入院者数 新精神保健福祉資料より（H29 年度 630 調査結果暫定値）

### 【4】 来年度に向けて

（1）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議

（2）長野県障害福祉計画（2018 年度～2020 年度）の目標値達成に向けた取組

○達成目標等

項目		現状（2014 年度）	目標（2020 年度）
精神病床への 1 年以上入院患者数	65 歳以上	1,504 人	1,282 人
	65 歳未満	1,119 人	818 人
退院率	入院後 3 カ月時点	67%	69%以上
	入院後 6 カ月時点	83%	84%以上
	入院後 1 年時点	91%	91%以上

## 平成 30 年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会報告

### [1] 本年度のねらい

- (1) 成年後見制度利用促進計画等について、成年後見支援センターとの連携会議を開催し情報共有を図る。
- (2) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (4) 長野県地域生活定着支援センターとの共催による罪に問われた障がい者等支援・矯正施設視察研修を開催する。
- (5) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

### [2] 部会の開催及び取り組み状況

第1回 平成30年5月22日(火) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

各圏域の権利擁護関係部会の平成29年度活動状況の報告、情報交換をし、本年度の権利擁護部会計画を策定した。また平成29年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の報告、平成30年度研修について、アンケート結果をもとに意見交換を実施した。

また、平成30年7月から配布が開始されたヘルプマークについて情報共有した。

第2回 平成30年7月12日(木) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

各圏域権利擁護部会の平成30年度計画と課題について情報交換を行う。

差別解消の取り組みについて、県内の対応要領の策定状況、障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況について確認するとともに、県障がい者差別解消推進員より県に寄せられた相談事例を紹介してもらい、理解を深めた。

また、差別解消事案について、権利擁護部会内でも情報共有を図っていくことを確認した。

第3回 平成30年10月12日(金) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

成年後見支援センターとの連携会議を実施。運営体制等の情報交換を行い、部会からの質問を中心に利用促進、関係機関との連携等について意見交換を行った。

また厚労省が実施した、虐待防止・権利擁護指導者養成研修について参加者より報告があり、本年度の研修重点事項の確認をした。併せて本年度の障がい者虐待防止研修企画・運営について、部会として引き続き協力体制をとっていくこととした。

第4回 平成31年1月17日(水) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

各圏域の権利擁護関連部会から提出された障がい者虐待案件について、検証事例シートに基づき事例の報告をしながら各圏域の取り組み状況の確認、障がい者虐待対応の課題の整理をした。

差別解消法が施行後3年経過をし、各圏域の現状と課題について、情報交換を行い、差別解消を図るための解決方法について検討した。

また、平成30年度の部会を振り返り、次年度の取り組みについて意見交換を行った。

【参考】平成30年度 障がい者虐待防止・権利擁護研修の状況

開催状況及び参加者数

①長野・北信	10月22日(月)	長野県庁	119名
②松本・大北	11月08日(木)	松本市浅間温泉文化センター	103名
③上伊那・飯伊	11月14日(水)	飯島町文化館	114名
④諏訪・木曾	11月28日(水)	長野県総合教育センター	79名
⑤佐久・上小	12月04日(火)	東御市中央公民館	120名

県内5地区での研修開催時に地区の部会員を中心に運営に協力した。

[3] 成果

- ①虐待防止・権利擁護研修について、各圏域の権利擁護部会等の協力を得て、多数の参加が得られるよう取り組むことが出来た。特に管理者向けの研修として明確に周知し、多くの管理者、サービス管理責任者の出席を得ることが出来た。
- ②部会での情報交換を通じ、各圏域での活動の参考とした。
- ③差別解消法施行3年となり、各圏域での差別解消の取り組みについて情報を共有した。
- ④成年後見支援センターの現状を伝えていただきながら意見交換を実施した。

[4] 平成31年度へ向けて

- ①引き続き各圏域での取り組み状況について情報共有をする。
- ②各圏域の状況を確認しながら、差別解消の取り組み方法について検討していく。
- ③差別事例、虐待事例については、タイムリーに部会で取り上げていく。
- ④成年後見制度の利用促進等、成年後見支援センターとの情報共有をすすめていく。
- ⑤虐待防止・権利擁護研修への協力を圏域毎に継続して行っていく。

(2) 地域生活支援拠点等の整備について	
障がい者相談支援体制機能強化会議について	…13
地域生活支援拠点等の整備状況について	…14
地域相談等の利用状況	…16
地域生活支援拠点等を担う事業所について	…18
厚生労働省資料	…22



## 平成 30 年度障がい者相談支援体制機能強化会議報告

### 【1】目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制 等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。本年度は、地域生活支援拠点等の運用体制の強化を目的に「地域の拠点機能を担う機関の支援の連携」という視点での事例を積み上げ、対応を学ぶ。

### 【2】会議の開催状況

第1回 平成30年5月15日（火） 長野県庁

○今年度の地域生活支援拠点等の取組テーマの確認

- ・地域の人材育成体制づくり、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

第2回 平成30年7月17日（火） 上田合同庁舎

○「事例から各支援機関の役割を考える」【事例発表】上小圏域、北信圏域

地域生活支援拠点等コーディネーター（基幹相談支援センター）は「個別ケース（ミクロ）」

⇔「地域のネットワーク（メゾ）」⇔「自立支援協議会（マクロ）」の役割を担っている。

第3回 平成30年9月11日（火） 安曇野合同庁舎

○「コーディネーター（基幹相談支援センター）の取組から各支援機関の役割を考える」

【事例発表】木曾圏域、諏訪圏域、飯伊圏域

実際に緊急時対応を行う中で、予算の課題、緊急時の定義等、改めて調整が必要な課題が出てきている。他圏域の取組をもとに、自身の圏域にどう落とし込んでいくかが重要。

第4回 平成30年11月5日（月） 長野県総合教育センター

○自立支援協議会フォーラムで厚生労働省と共催

- ・厚生労働省 「行政説明」
- ・シンポジウム【事例発表】松本圏域、千曲・坂城地域
- ・ワールドカフェ風意見情報交換会

第5回 平成31年2月12日（火） 長野合同庁舎別館

○本年度の取り組みとまとめ

### 【3】成果と来年度に向けて

○平成28年度から「地域生活支援拠点等整備」をテーマに開催し、各地域で自身の地域の拠点等整備の基盤となる取組や整理ができた。

○従来の形式での開催は本年度で終了。今後も拠点等整備促進の全県的な情報共有の場は設ける。

○フォローが必要なテーマとして基幹相談支援センター（コーディネーター）の強化、強度行動障がいや医ケア等支援、人材育成、子どもも含めた地域包括ケアシステムの構築等がある。

# 地域生活支援拠点等の整備について

障がい者支援課

## 1 地域生活支援拠点等の整備計画等について

- (1) 第5期障害福祉計画（2017～2020年度）における成果目標  
第4期障害福祉計画において、平成29年（2017年）度末までに「地域生活支援拠点等を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」として取組を進めてきたところであり、概ね目標通り体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要がある。
- (2) 地域生活支援拠点等に求められる5つの機能
  - ①相談支援  
地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能
  - ②体験の機会・場の提供  
地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能
  - ③緊急時の受入れ・対応  
地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
  - ④専門的人材の養成・確保  
医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能
  - ⑤地域の体制づくり  
コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

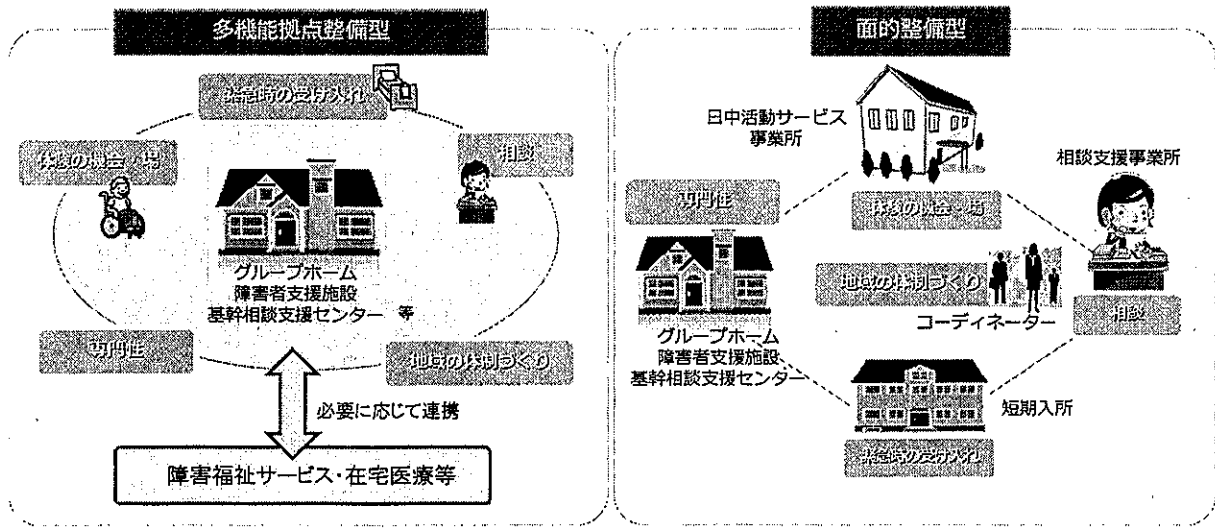
※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。  
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



2 県内の現在の整備状況について（平成31年1月末現在 ※第5回障がい者相談支援体制機能強化会議資料より）

基本情報	要状での取組内容	佐久	上小	鹿防	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野				北信
										長野市	千曲坂城	須高	北部	
〇人口（人）※H30.4.1現在	205,443	199,074	197,567	185,079	158,004	26,727	396,185	57,861	378,389	76,027	69,122	19,799	2585	84,684
〇整備類型	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	併用型
〇設置時期	整備済 H30.3	整備済 H29.4	整備済 H30.4	整備済 H30.3	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備済 H30.3	整備済 H29.3	整備済 H31.7	整備済 H32.3		整備済 H29.4	
〇専幹相談支援センター設置	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇台帳整備の有無	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇地域定着支援の活用 （H30年度月平均支給人数） ※国保連実績データ	9	80	5	4	1	0	10	3	25	3	3	3	30	30
〇自立生活援助の活用 （H30年度月平均支給人数） ※国保連実績データ	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0
〇短期入所の活用	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇空床確保又は輪番制	〇（実績1件）	〇	〇（実績4件）	〇	〇	〇	検討中	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇その他（特徴）		精神科病院と協議会を通じて連携		障がい特性に合わせた要入先検討		種の見える関係の活用	強度行動障がい施設改修費の検討	地域病院療養施設にて緊急受入の試行						
〇地域移行支援の活用 （H30年度月平均支給人数） ※国保連実績データ	3	2	2	1	0	0	2	0	5	0	0	0	0	1
〇その他（特徴）			輪番制事業所による体縁の場の提供	自立生活体験事業の活用や長期在院者会議等	グループインタビューによる資源把握		ひとり暮らし体験事業の検討							体験部屋の確保、長期在院者へ体験者のつなぎ
〇独自研修の開催	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇コーディネーター配置	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇拠点等検討会議の有無	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇自立支援協議会の活用	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇地域資源（他分野等）連携	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇その他（特徴）					基本相談（保健師等）との連携強化									

※「取組内容」は「5つの機能」を充実させるため、県内地域が具体的に取り組んでいる主な内容です。記載内容に限られるものではありません。

取組状況の地域への公表状況	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇協議会等を通じた周知														
〇広報誌・HP・新聞等活用														
〇パンフレット作成等														

【長野県の整備状況】平成30年4月1日時点で整備済 1市町村 8圏域（圏域の市町村数 60市町村）  
 【全国の整備状況】平成30年4月1日時点で整備済 89市町村 30圏域（圏域の市町村数 144市町村）

平成30年度 地域移行支援支給者数(圏域別)

圏域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐久	2	1	3	3	3	2	6	5	6				30
上小	2	2	1	2	2	5	2	2	5				23
諏訪	1	1	2	3	1	1	2	2	4				17
上伊那	0	0	0	1	1	0	0	0	0				2
飯伊	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
木曽	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
本	5	4	3	3	1	1	1	1	1				20
大北	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
長野	10	8	5	3	4	6	4	5	4				49
北信	1	1	0	1	1	1	1	1	1				8
合計	21	16	14	16	13	16	16	16	21	0	0	0	149

平成30年度 地域定着支援支給者数(圏域別)

圏域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐久	3	4	4	4	4	5	8	8	8				48
上小	78	80	75	84	85	89	73	73	80				717
諏訪	5	6	6	4	5	6	7	7	6				52
上伊那	2	3	3	4	4	5	5	5	8				39
飯伊	2	1	1	1	1	1	1	1	1				10
木曽	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
本	9	10	9	11	12	11	12	12	11				97
大北	0	5	4	4	4	2	4	2	2				27
長野	24	25	24	23	24	25	21	21	20				207
北信	28	31	31	34	32	31	33	33	34				287
合計	151	165	157	169	171	175	164	162	170	0	0	0	1,484

参考: 国保連実績于一夕

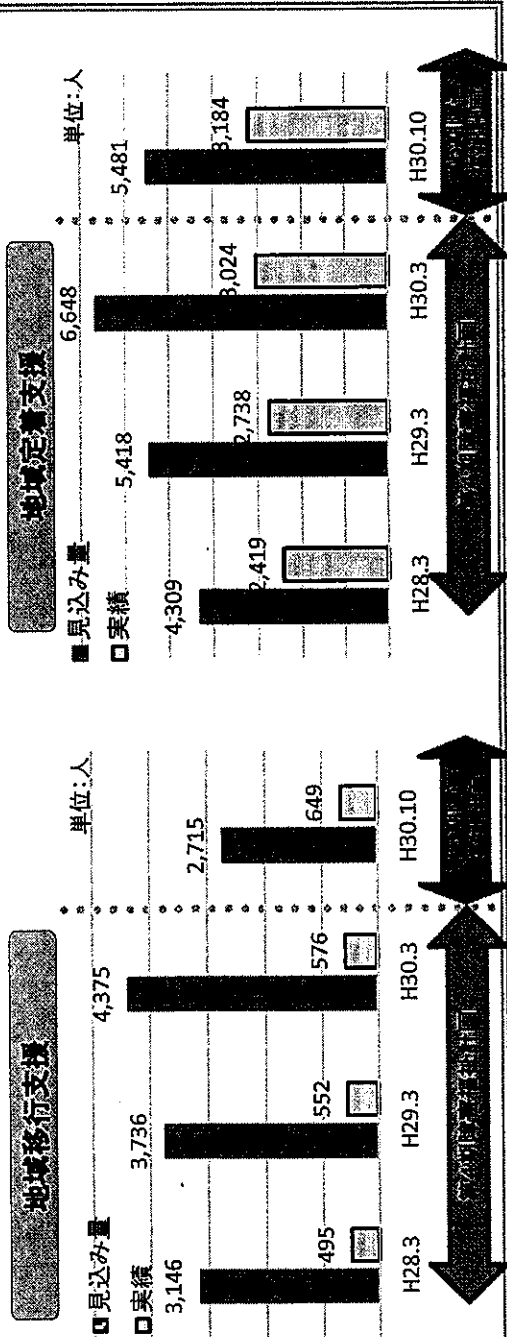
平成30年度 自立生活援助利用者数(圏域別)

圏域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐久	0	0	0	0	0	0	1	1	2				4
上小	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
諏訪	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
上伊那	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
飯伊	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
木曽	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
本	0	0	0	0	1	1	1	1	1				5
大北	0	0	0	2	2	2	2	2	2				12
長野	0	0	0	0	0	0	3	3	3				9
北信	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
合計	0	0	0	2	3	3	7	7	8	0	0	0	30

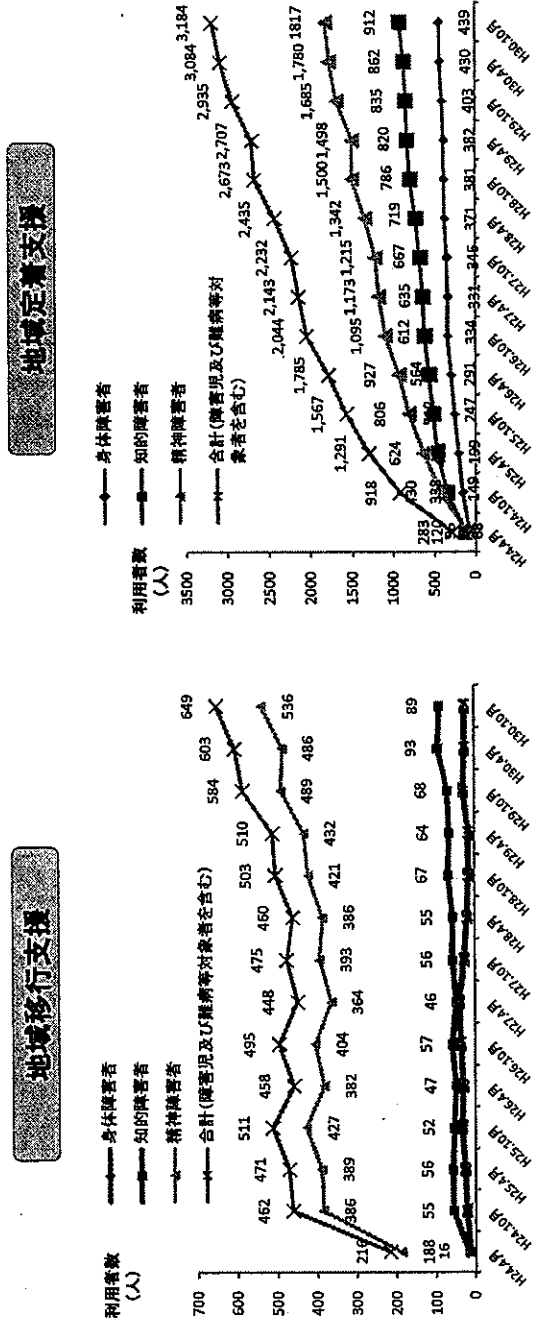
参考: 国保連実績于一夕

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

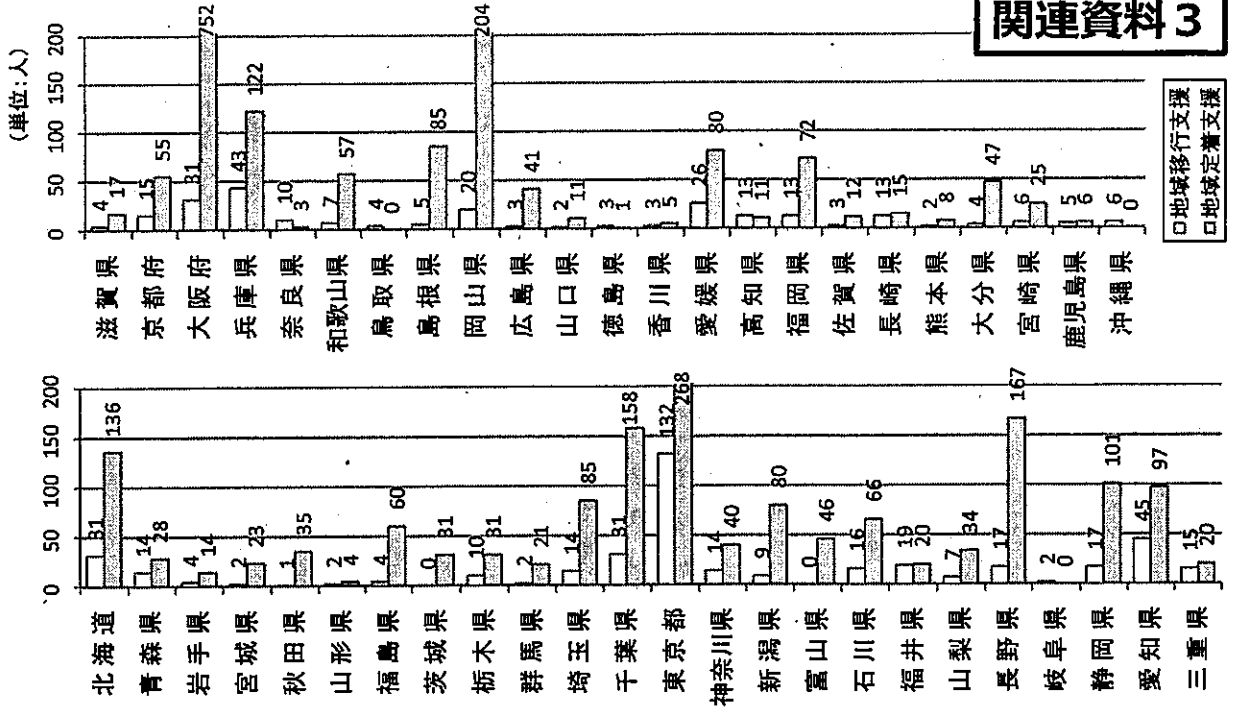
## ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



## ◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~H30.10)



## ◆ 都道府県別利用者数 (H30.10)



関連資料 3

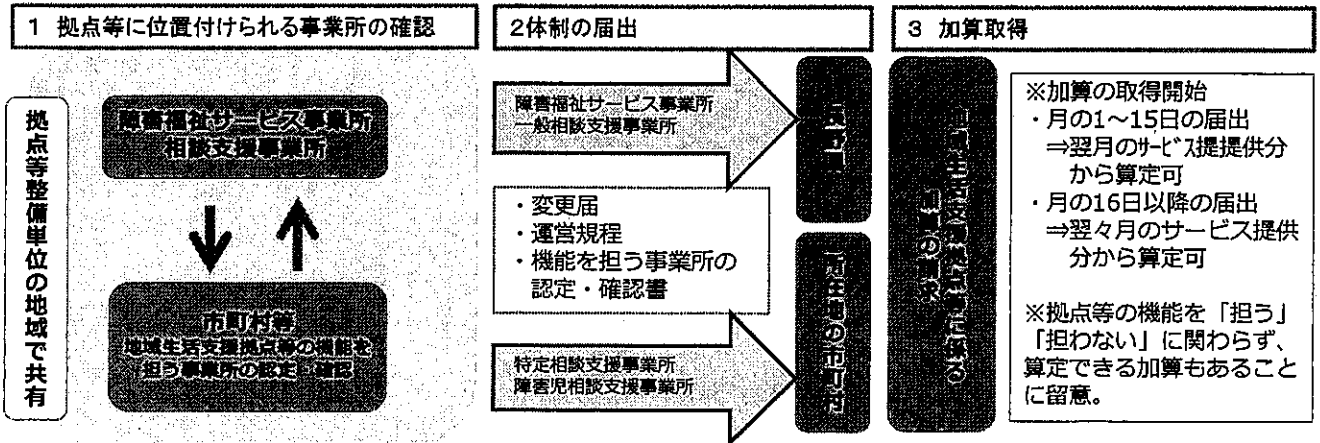
□地域移行支援  
□地域定着支援

# 地域生活支援拠点等を担う事業所と加算について

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所とは

- ① 事業所ごとに作成する運営規程において、地域生活支援拠点等(以下、拠点等という。)であることを定めていること。拠点等の必要な機能のうち満たす機能を明記すること。(参考：指定基準「運営規程」に関する部分)
  - ② 拠点等の機能を担う事業所として体制の届出を行うことで算定できる加算を算定する場合は、①の要件を満たす事業所として指定権者に届け出ること。(参考：報酬告示別表)  
 ※該当する加算がない障害福祉サービス事業所も、拠点等の機能を担う事業所として体制の届出が可。
- ※ 拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。  
 (参考：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問13 一部抜粋)

## 長野県での地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の確認と届出・加算取得の流れ



## 地域生活支援拠点等の整備に必要な機能と加算について

### 1 相談支援

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

加算の種類	内容	サービス種別	体制の届出	届出先
○地域生活支援拠点等 相談強化加算 700単位/回（月4回まで）	特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入の対応を評価。	計画相談 障害児相談	必須	市町村

### 2 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

加算の種類	内容	サービス種別	体制の届出	届出先
○緊急短期入所受入加算 緊急時短期入所受入加算（Ⅰ） 180単位/日 緊急時短期入所受入加算（Ⅱ） 270単位/日	居宅においてその介護を行う者の急病等により、短期入所を緊急に行った場合、短期入所を行った日から起算して7日（やむを得ない事情の場合は14日）を限度として算定。	短期入所	不問 ※拠点等の機能を「担う」「担わない」は問わない	県

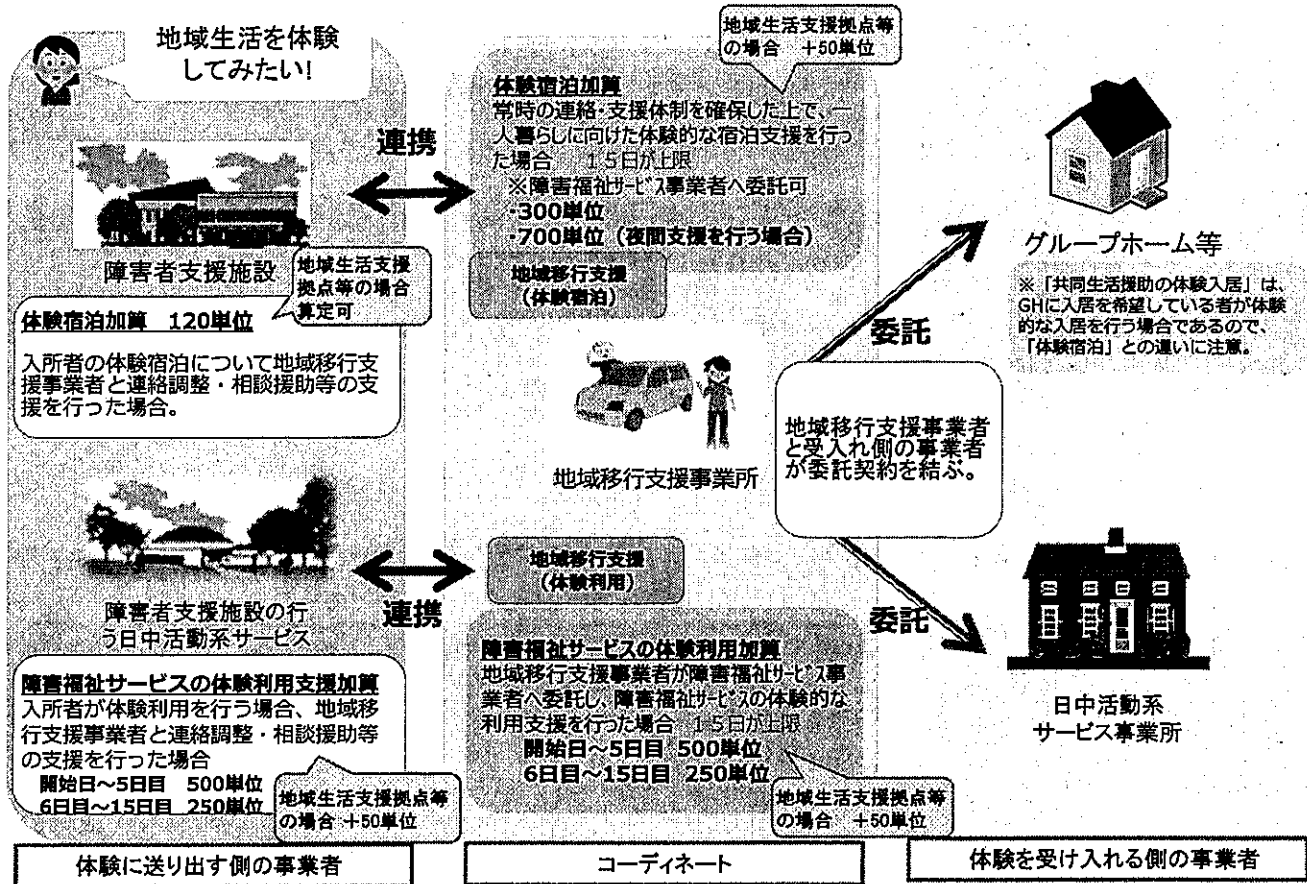
### 3 体験の場・機会

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

加算の種類	内容	サービス種別	体制の届出	届出先
○障害福祉サービスの 体験利用加算 （Ⅰ）500単位/日 （初日から5日目まで） （Ⅱ）250単位/日 （6日目から15日目まで） ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合。地域生活支援拠点等の機能を担う場合は※部分が加算される。	一般相談 （地域移行支援）	必須 ※届出を行うと+50単位加算。	県
○体験宿泊支援加算 120単位/日	利用者の体験宿泊に係る内容について地域移行支援事業者と連絡調整・相談援助を行った場合。地域移行支援による体験宿泊加算を算定する期間に算定。	施設入所 支援	必須	県
○障害福祉サービスの 体験利用支援加算 500単位/日 （初日から5日目まで） 250単位/日 （6日目から15日目まで） ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位	指定障害者支援施設における当該サービスを利用する利用者が、地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、必要な支援、連絡調整やその他の相談援助を行った場合。地域生活支援拠点等の機能を担う場合は※部分が加算される。	生活介護 自立訓練 （機能訓練/ 生活訓練） 就労移行 就労継続A,B  ※障害者支援施設が行う日中活動系サービス	必須 ※届出を行うと+50単位加算。	県



# 体験の場・機会に係る加算・報酬の関係性 (イメージ図)



## 4 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

加算の種類	内容	サービス種別	体制の届出	届出先
◎ <b>重度障害者支援加算</b>				
イ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を配置した場合 (体制加算) 7単位/日	イ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を配置する旨を届け出た上で、支援計画シートを作成している場合。(強度行動障害を有する者がいない場合は算定しない。)	生活介護 (障害者支援施設が行う生活介護を除く)	不問 ※拠点等の機能を「担う」「担わない」は問わない。 ※イについて、当該職員を配置している旨の届出は必須	県
ロ 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) 修了者が実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合。 (個別加算) 180単位/日	ロ 内容は左記のとおり。当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できる。			

## 5 地域の体制づくり

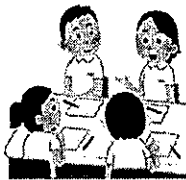

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

加算の種類	内容	サービス種別	体制の届出	届出先
◎ <b>地域体制強化共同支援加算</b> 2000単位/月	支援困難事例等の課題検討を通じ、共同で地域課題の明確化と情報共有を行い、協議会等に報告した場合。	計画相談 障害児相談	必須	市町村



# サービス担当者会議実施加算と地域体制強化共同支援加算について

○ 上記の2つの加算については、評価の対象などが異なるものである。

	サービス担当者会議実施加算	地域体制強化共同支援加算
実施中心事業者	特定相談支援事業者	特定相談支援事業者
対象者	計画相談支援利用者	計画相談支援利用者
加算単位 (算定回数)	100単位 (利用者1人につき、1月に1回を限度)	2,000単位 (1月に1回を限度)
地域生活支援拠点等の機能の必要性	不要	必要
評価対象	モニタリング時において、必要に応じて行われるサービス担当者会議の実施手続きや調整に係る負担を評価。 ※対象利用者が支援困難事例である必要はない。 ※基本報酬で対象としていない部分を評価。	当該事業所における支援困難事例を中心に、支援関係者が会議により情報共有及び支援内容を検討し、共同した対応を実施すると共に、地域課題を整理し協議会等に報告することを評価。 ※(基本的に)支援困難事例を対象。 ※拠点等の機能面を評価。
加算の目的・効果	モニタリング時にもサービス担当者会議を実施し、詳細な情報共有並びに各支援の評価および検討、調整を行うことで、ケアマネジメントの効果を高める。	支援困難事例への対応強化と事例の蓄積による拠点等の機能強化を通じて、地域の課題解決能力(地域アセスメント)の向上を図る。
評価対象期間	利用者へ付随する期間	月1回(利用者には付随しない)
会議参加者 イメージ	 <p>※ 利用者を取り巻く関係者</p>	 <p>※ 利用者を取り巻く関係者+地域生活支援拠点等支援者</p>

厚労省資料

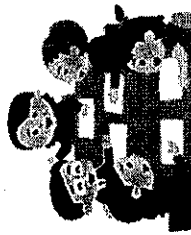
地域生活支援拠点等の整備とは・・・？

○ 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ、対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

※ このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

- Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？……………1
- Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？……………1
- Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？  
また、整備がなされたか否かはどうか判断すればいいですか？……………1
- Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？……………4
- Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？……………6
- Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組みればいいですか？……………6
- Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？……………6
- Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？……………7
- Q9: 拠点等の必要な機能の強化・充実のためにはどうすればいいですか？……………8
- Q10: 都道府県の役割は何ですか？……………9
- Q11: 拠点等は現在どのぐらい整備されていますか？  
整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？  
また、好事例(優良事例)があれば教えてください。……………9
- Q12: 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における拠点等の報酬上の評価の  
内容を教えてください。……………9
- Q13: 平成30年度9月以降開催されている拠点等の整備促進、必要な機能の  
強化・充実のための都道府県とのブロック会議について教えてください。……………10
- Q14: 平成30年度に実施されている拠点等の整備に関する実態調査(報酬改定検証調査)に  
ついて教えてください。……………10
- Q15: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？……………10

地域生活支援拠点等について  
～地域生活支援体制の推進～  
【第2版】



平成31年3月

厚生労働省障害保健福祉部  
障害福祉課

## もくじ 2

* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】	11
* 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)	12
* 整備済の自治体等の声 ①	15
* 整備済の自治体等の声 ②	16

※ 「地域生活支援拠点等について【初版】(平成30年3月)」からの主な改訂の内容

- 問7、問10～問15
- 整備済の自治体等の声 ①・②

○ このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障発第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成30年4月19日事務連絡)の結果、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価や整備済の自治体等の声などを盛り込んでいます。

○ 引き続き、積極的な整備、必要な機能の強化・充実に取り組むにあたってご活用ください。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？

○ 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

### Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？

○ 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示していますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行っていただいています。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

○ なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

### Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？

また、整備がなされたか否かはどうか判断すればいいですか？

○ 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能を全てを備えることとしますが、地域の事情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととします。

○ また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

○ また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。

○ なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創設工夫により付加することが考えられます。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### 必要な機能の具体的な内容と具体例



#### ①相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネート者を配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要ならサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【具体例(千葉県柏市)】

- 市委託による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し、地域移行支援にも対応)及び計画相談を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。



#### ②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【具体例(神奈川県厚木市)】

- 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時における相談から受入調整までの対応は、閉所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談支援センターが行うものと役割を明確にしている。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいられない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最長72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



#### ③体験の機会・場

- 地域移行支援や搬送からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【具体例(兵庫県西宮市)】

- 地域での自立生活を旨とする人に対して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれほの」の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしが体験できる場を提供している。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### 必要な機能の具体的な内容と具体例



#### ④専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【具体例(東京都新富区)】

- 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。



#### ⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【具体例(栃木県栃木市)】

- (自立支援)協議会を中心に地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？

- 主に4つの点に留意する必要があります。
- ① 拠点等において支援を担う者(以下「支援者」という。)の協力体制の確保・連携
- 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対処する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力を促進し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。
- また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正・公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれ役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。
- ② 拠点等における課題等の活用について
- 拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。
- ③ 拠点等に必要となる機能の実施状況の把握
- 市町村は、拠点等に必要となる機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。
- 具体的には、例えば次ページの(ア)から(サ)に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。
- また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協議して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する拠点等の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられます。
- なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行ってください。
- ④ 各制度との連携
- 拠点は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、各制度とも十分に連携しながら、社以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たって必要があります。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### (P 4 ③)に係る例示)

#### (運営全般に関するもの)

- (ア) 拠点等の運営方針の策定・実施体制、担当する区域におけるニーズの把握を行っているか
- ・ 拠点等の運営方針の策定・実施体制、担当する区域におけるニーズの把握が図られているか
- ・ 拠点等と市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールを設定、地域課題の抽出方法(7セグメント)等が検討できているように協議会等における運営方針が定められているか
- ・ 拠点等と市町村等の連携のための連携会議を定期的に開催しているか
- ・ 必要となる関係者の運営における役割分担の検討が行われているか
- ・ 支援者間の連携が効果的に行われているか
- ・ 関係機関等との連携の向上、調整、各業種等に努めているか
- ・ 各課題に対する連携の推進の意向が示されているか
- ・ 拠点等や地域になじみやすい名で周知しているか
- ・ 地域づくりやまちづくりを目的とした連携体制を推進しているか
- ・ 自然災害等における対応方針や避難地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか
- (イ) 拠点等のニーズに応じて重点的に行う事業等の方針
- ・ 高齢化、高齢化、独居高齢者の関係者等の生活状況の把握を行っているか
- ・ 社会的活動(ボランティア等)を希望する障害者等の把握に努めているか
- (ウ) 障害福祉サービス事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携及び専門職との連携)構築の状況
- ・ 障害者等や地域住民を含め、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワーキングショップ等を開催しているか
- ・ 障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか
- (エ) 個人情報の保護
- ・ 支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえ対応が図られているか
- (オ) 利用者情報の向上
- ・ 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
- ・ 安心して相談できるようにプライバシーの確保が行われているか
- (カ) 公正・公平性・中立性の確保
- ・ 公正・公平性・中立性の観点から、透明に障害者等の受け入れを行っているか
- ・ 公正・公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか
- ・ 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
- ・ 協議会等への報告、説明等に協力しているか

#### (個別機能に関するもの)

- (ア) 相談
- ・ 障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
- ・ 個別相談を受ける体制の確保(相談窓口の設置等)しているか
- ・ 相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができているか
- ・ 運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか(必ずしも24時間体制を採る必要はない)
- ・ 緊急相談への対応(紹介)の仕組みを構築しているか
- ・ 相談を受けた際の対応(紹介)の仕組みを構築しているか
- ・ 切れないという法的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか
- (イ) 緊急時の受け入れ・対応
- ・ 本人の家族状況、障害特性、職業特性、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか(その際、受け入れ制限をしていないか)
- ・ 緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか
- ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の連携による緊急時の受け入れ・対応を固めているか
- ・ 重症障害者も含めた緊急時における常時の受け入れ体制が確保できているか
- ・ 短期入所のうち、緊急時の受け入れ体制を確保しているか
- ・ 短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービス等の活用も含めた検討を行っているか
- (ウ) 住居・生活
- ・ 空室・公民館等を最大限活用しているか
- ・ 障害特性に配慮した住居の確保を確保しているか
- ・ 緊急時を想定した住居利用を行っているか
- ・ 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
- ・ 障害者等やその家族の意向に沿った住居の確保・確保できるように、関係機関等で連携しているか
- ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の連携による機会・場を確保しているか
- (エ) 専門人材の確保・養成
- ・ 障害者等の高度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
- ・ 協議会等で専門的な人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか
- (オ) 地域づくり
- ・ 地域の多様な社会資源の関与や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか
- ・ 各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか



## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？

○ 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定してください。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合には、当該市町村内の全ての圏域が包摂されるよう留意してください。同様にして、指定都市内(地方自治法第252条の20第1項の規定)に基づく区が存在する場合においても、全ての区域(担当区域)が包摂されるような担当区域を設定し、拠点等を整備してください。

○ 人口規模の小さい自治体における拠点等の整備については、複数の自治体からなる圏域を単位として整備することが考えられます。圏域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものですが、都道府県には、市町村間の連携調整等の後方支援を行う役割が求められます。

### Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組みればいいですか？

○ 拠点等は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域(以下「市町村等」という。)に少なくとも一つ整備することとしており、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況です。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げておられますが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいない地域の事例等も参考としながら、地域における二つの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要があります。

○ なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村におけるQ3に定める「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に必要機能等を踏まえ、その有効性が担保されたかどうか等により総合的に判断してください。

○ その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要です。

○ 例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたかと判断することも考えられます。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要があります。

### Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？

○ 「地域生活支援拠点等の整備にかかるとしての留意事項について」(平成27年4月30日障発第0430第1号)において示しているとおり、拠点等の「面的整備型」を行うに当たっては、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期人財事業等を整備することなどとした場合等については、社会福祉協議会等設置調整の発生した整備対象としてふさわしいものと考えられます。

○ また、平成30年度予算に引き継ぎ、平成31年度予算(案)においても、拠点等の整備については、社会福祉協議会等設置調整の国庫補助に係る協議等において、優先的な整備対象として位置付けております。

○ さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の整備を図るコーデイネーターの配置に当たっては、「地域生活支援事業の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用してください。当該事業については、障害者等が地域で安心して暮らしていただけるようになるための事業であることから、拠点等の整備、運営にあたって活用することもできます。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点はありますか？

○ 市町村は、Q1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能が発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めてください。

○ 具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示しておりますが、以下に掲げる点に留意して行ってください。

① 協議会等の活用  
協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点等の整備方針を検討することが重要です。

(ア) 地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。

(イ) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。

(ウ) 拠点等が機能するために、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

【必要な視点】

○ 拠点等が担う5つの機能(「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」)をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

② 拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証  
拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

(ア) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。

(イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

○ 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

③ 関係者への研修・説明会の開催  
整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

(ア) 障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら解決策の提案を受ける。

(イ) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

○ 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q9: 拠点等の必要な機能の強化・充実のためにはどうすればいいですか？

○ 市町村はQ3の拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努め、具体的には以下の内容に留意してください。

① 拠点等における役割分担と連携の強化  
自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で拠点を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応してください。

例えば、  
・ 拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、拠点等の機能に取り組みに当たった際の総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置  
・ 拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置(拠点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置)

・ 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点等内の事業所等々を支援するなど、拠点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考えられます。

### ② 効果的な拠点等の運営の継続

#### (ア) 市町村の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、事業者等にとってワンストップの相談窓口機能を実現し、拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要です。そのためには、まずは拠点を支える事業者等がその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要です。

具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の都合等の場を活用し、利用者、事業者等の関係者からの意見も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効果的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性、中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行うことと中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

#### (イ) 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

拠点等は、地域で生活する事業者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する事業者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めてください。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝えるように工夫してください。

具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表を行うこととしますが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等を取組とを比較することが可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q10: 都道府県の役割は何ですか？

○ 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検討及び後方支援等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図ってください。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等が未整備の市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要があり、必要に応じて、例えば、都道府県において拠点等の整備、運営に関する研究等を推進し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、要状や課題等を把握し、共有するなどの後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられます。

○ なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しておりますが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用してください。

### Q11: 拠点等は現在どのぐらい整備されていますか？

整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？  
また、好事例(優良事例)があれば教えてください。

○ 拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体(障害保健福祉圏域含む)において整備されています。(全国の自治体数:1,741、圏域数:189)

平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村	30圏域(圏域の市町村数:144市町村)
平成30年9月末までに整備予定	8市町村	2圏域(圏域の市町村数:5市町村)
平成30年度末までに整備予定	37市町村	6圏域(圏域の市町村数:22市町村)
平成31年度に整備予定	44市町村	6圏域(圏域の市町村数:19市町村)
平成32年度に整備予定	503市町村	120圏域(圏域の市町村数:449市町村)
その他	347市町村	25圏域(圏域の市町村数:74市町村)

○ なお、具体的な整備の状況については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

○ また、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集については、平成30年9月に通知(上記ホームページに公表)し、冊子やチラシ(周知のゴピー用)を送付いたしました。また、Q13のブロック会議においても参加者全員に配付しておりますので、各事例の取組みをご確認ください。

### Q12: 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における拠点等の報酬上の評価の内容を教えてください。

○ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等の内容は、P12～P14をご参照ください。  
○ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論については、厚生労働省ホームページの第12回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料3「地域生活支援拠点等について」をご参照ください。→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingiz/0000181053.html>



## 地域生活支援拠点等に関する解説

Q13. 平成30年度9月以降開催されている拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県とのブロック会議について教えてください。

○ 地域生活支援拠点等の現状の課題や傾向等を都道府県ブロック別に把握し、未整備の自治体の整備促進（底上げ）や好事例自治体の横展開を図りつつ、第6期障害福祉計画に係る地域生活支援拠点等のあり方を検討するため、各都道府県とブロック会議を随時行っているところです。当該会議の開催状況や各自治体等の事例発表等の資料については、今後、随時厚生労働省ホームページに掲載するので、ご参考ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

※ 掲載予定（Q11と同様ページ）

○ また、その会議の結果については、今後、各都道府県に周知する予定です。

Q14. 平成30年度に実施されている拠点等の整備に関する実態調査（報酬改定検証調査）について教えてください。

○ 第5期障害福祉計画において、全国的な整備を完了させるため、未整備の自治体における課題の抽出（深掘り）、分析・検証、また、整備済みの自治体における必要な機能の取組みの傾向や充足具合・程度（レベル）について整備類型別、地域別等の視点から分析・検証を行います。

○ そして、必要な機能の強化・充実を含めた第6期障害福祉計画に係る基本指針の目標設定の後継や、次期報酬改定のための一要素として活用することを考えています。

○ なお、調査結果については、今後、各都道府県に周知する予定です。

Q15. 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？

○ 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、自立生活探助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）の創設など障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、拠点等の必要な機能の強化・充実を図ってきたところです。

○ 今後、拠点等については、平成32年度末までの全国整備を前提に、第6期障害福祉計画に係る基本指針、また、次期報酬改定に向けて、拠点等のあり方や必要な機能や付加機能等について、これまでの取組みや動向を踏まえ、検討を行うこととしており、これらの見直しの状況も注視していただき、各自治体等においてPDCAの視点で拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図りながら、障害者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、効果的な取組みをお願いします。

10

## 地域生活支援拠点等の整備について

### ● 趣旨

障害者の重度化・高齢化や「期亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

### ● 目的

- 緊急時の迅速、確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活探助、一人暮らし等への生活の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

### ● 必要な機能（具体的な内容）

#### ① 相談

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネートを一貫して実施し、緊急時の支援が見込まない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要に応じてサービスのコordinatorや相談その他必要な支援を行う機能

#### ② 緊急時の受け入れ・対応

○ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ③ 体験の機会・場

○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活探助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### ④ 専門的人材の確保・養成

○ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### ⑤ 地域の体制づくり

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネートを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

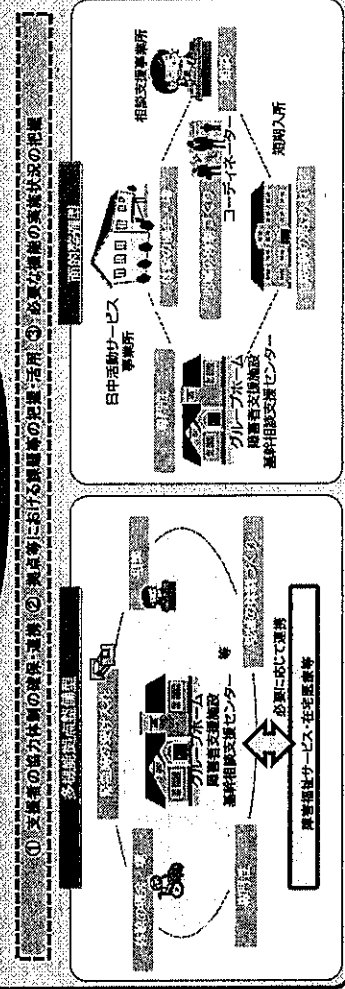
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創設し、「障害者の生活の維持を図る機能」等

### ● 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※ あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

※ 各地域の「ニーズ」に応じたサービスの連携強化など各地域の個別の状況に応じて協議会等を活用して検討。

### 市町村単位



※ 協議会、運営に関する関係者等の関係  
 ※ 市内市町の好事例（優良事例）の紹介  
 ※ 現状や課題等と把握、共有

市町村単位  
 都道府県  
 国

11





地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

○ 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算(障害者生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く。))に創設する。

《重度障害者支援加算(新設)》

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合  
(体制加算) 7単位/日

※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出しており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合  
(個人加算) 130単位/日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ (4)の加算については、拠点等の機能を「担う」「担わない」で加算の算定の可否を分けることはない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

○ 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む。)を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

《地域体制強化共同支援加算(新設)》 2,000単位/月(月1回を限度)

北海道根室圏域

○ 各市町の社会資源に偏りがあったが、拠点等コーディネーターが広域で調整を図り、体験の機会・場の提供や緊急時の受け入れ・対応など、障がいのある人等が安心して暮らせるよう、地域の関係者が連携した支援体制を構築することができた。

愛知県半田市

○ 緊急時のショートステイの先として、これまで市内高齢施設と協定を締結していたが、重度の障がい者や医療的ケア児の受け入れにあたっては高齢施設では難しいため、地域生活支援拠点等の整備をきっかけに入所施設及び障がい児通所施設のか所と新たに協定を締結し体制を強化した。

○ 強度行動障がいの方や医療的ケア児の方が安心して地域で生活できるように、半田市障がい者自立支援協議会に強度行動障がい支援及び医療的ケア児に係る支援のプロジェクトチームを発足し、専門性の高い人材育成のための研修や地域で支える仕組みづくりなどに取り組み、支援の充実を図っている。

広島県廿日市市

○ 本市の協議会である「はつかいち福祉ねっと」に設置した「地域生活支援システムプロジェクト(平成28年度～)」において、障がいのある人、家族、事業所などとの協議を重ね、市独自に「地域生活支援システム緊急時受入等実施要綱」を制定した。

○ 現在は、順次、市内事業者との委託契約の締結を進めるとともに、相談支援専門員の協力により、サービス等利用計画更新時等の機会を活用して「緊急時連絡票(兼登録申請書)」の作成に着手しはじめた段階である。

○ 取組を進めるにあたって最も良かった点は、「わが町に合ったスタイル」の検討プロセスを通して、それぞれの立場を理解しながら、課題の解決方法を議論できるようになったことである。

○ 本市では、プロジェクトにおいて緊急的なニーズとして整理された「緊急時の受け入れ・対応」から集中的に検討を進めたが、今後もプロジェクトやその他専門部会での取組を継続することで、地域生活支援拠点等の各種機能の整備を進め、関係者から出されている「関係機関相互の連携による支援体制の確立」、「安心して暮らし続けることができる廿日市市の実現」という期待の声に応えることができるよう取り組み続けたいと考えている。

## 整備済の自治体等の声 ②

### 山口県宇部市

○ 年間での空床を確保している緊急シヨートステイを利用する前のアセスメントや送迎、民間アパートで実施している地域生活体験事業を利用するためのプランの作成を相談支援事業所が担うことで、安心した受入体制へ繋がるとともに、各機能のより一層の有機的な連携が可能となった。

### 香川県中讃東圏域

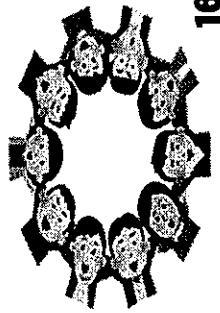
○ 短期入所等の事業所の協力を得て、圏域内における常時の緊急時受入れ体制を確保し、コーディネーターが調整することで、困難なケースにも円滑に対応できる体制を整備でき、将来の安心につながった。また、地域生活支援拠点等の整備を通じて、行政や相談支援事業所、福祉サービス事業所などが地域課題を共有し、地域全体で支えるという気運が高まった。

### 大分県別府市

○ 自立支援協議会の中でコーディネーターが中心となり、実践における課題をブラッシュアップする仕組みを構築したことで、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上に繋がるとともに、市内で偏りのない相談サービスを提供出来るようになり、誰でも相談できる体制が整い、相談者の利便性の向上につながった。

○ 各自治体等におかれましては、本パンフレットに収められている内容を参考に、各地域のニーズを把握し、課題の共有といった、地域分析(アセスメント)を十分にを行い、“PDCA”の視点で、それぞれの自治体等において、拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図ることによって、拠点等の整備や必要な機能の強化・充実に取り組みんでいただきますようお願いいたします。

○ 今後、各種多様な形の拠点等の好事例が“のれん分け”され、全国に縦横的に展開されることにより、全国各地で拠点等の構築や地域の課題やニーズに応える運営が広がることを期待しております。



各立場を超えた連携・協働をお願いします!

(3) 相談支援専門員等の研修体系について

相談支援従事者養成研修について …33

主任相談支援専門員研修について …42

サービス管理責任者及び  
児童発達支援管理責任者について …45

事務連絡

平成 31 年（2019 年）3 月 13 日

市町村障がい福祉担当課長  
指定相談支援事業所の長  
指定障害児相談支援事業所の長  
指定障害福祉サービス事業所の長  
指定障害者支援施設の長 様  
指定障害児通所支援事業所の長  
指定障害児入所施設の長  
障がい者総合支援センターの長  
地域自立支援協議会の長

長野県健康福祉部障がい者支援課長 浅岡 龍光  
長野県自立支援協議会長 福岡 寿  
(特非) 長野県相談支援専門員協会代表 橋詰 正

平成 31 年度長野県相談支援従事者養成研修における「厚生労働科学研究による  
相談支援専門員養成のための研究プログラム」の導入について（通知）

平素より長野県の相談支援事業の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

都道府県の行う相談支援従事者養成研修の充実については、「相談支援の質の向上に向けた検討会（平成 28 年度開催）」において方向性がとりまとめられ、厚生労働科学研究「厚生労働科学研究による相談支援専門員養成のための研究プログラム」（以下、「モデル研修」と記載。）の開発とともに、厚生労働省で平成 31 年度より新たな告示に基づく初任者研修、現任研修を行う方向性が検討されていましたが、告示等の改正が延期され、新たな告示等に基づく研修の実施が 2020 年度以降に延期となりました。

この状況を受け、平成 31 年度の長野県相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）の実施方法について、長野県、長野県自立支援協議会人材育成部会及び相談支援従事者養成研修の指定業者である長野県相談支援専門員協会において検討を行い、モデル研修は、相談支援専門員のケアマネジメント技術の向上や地域の相談支援体制づくりを担う人材育成に重要な構成であることから、平成 31 年度より試行的に導入することになりました。

概要については別紙をご覧ください。新体制での実施につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、問い合わせは下記までお願いします。

【本研修の内容・課題に関する事項】  
長野県健康福祉部障がい者支援課自立支援係  
(長野県自立支援協議会事務局)  
課長 浅岡 龍光 担当 渡辺 公恵  
TEL 026-235-7105 (直通)  
FAX 026-234-2369  
E-mail fuku-iiritu@pref.nagano.lg.jp

【研修の受講手続き等に関する事項】  
特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会  
代表 橋詰 正 事務局 米山 勝也  
TEL 026-214-2105 (研修事務局)  
FAX 026-221-8760  
E-mail nagano-soudan@amail.plala.or.jp

# 1 相談支援従事者養成研修の変更に向けた国の動向について

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論（平成28年）等で相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について目指すべき方向性をとりまとめた。要旨（一部抜粋）は以下のとおり。

## ○相談支援専門員に求められるもの

相談支援専門員は、障がい児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援が求められ、将来的には、幅広い見識を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

## ○人材育成の方策について

研修カリキュラムの見直しについて、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設け、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば、実地研修（OJT）を組み込むべきである。

## ○指導的役割を担う「主任相談支援専門員」について

相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。

## ○基幹相談支援センターの設置促進等について

市町村は、基幹相談支援センターの設置促進に向け、障害福祉計画の作成等に際して「相談支援の提供体制の確保に関する方策」を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割を補完する方法について市町村において整理するべき。

都道府県は、基幹相談支援センター未設置市町村の上記取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

## ○計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員への役割について

計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言など、継続的かつ定期的を実施することが重要。

市町村担当職員は、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

## これらの課題に対応するための国の方向性

### ○求められる役割に対応できる相談支援専門員養成のためのカリキュラムの改定

⇒2019年度から、新たな告示に基づく初任者研修・現任研修を実施予定だったが、2020年度に延期

### ○主任相談支援専門員研修の創設 ⇒平成30年度から養成開始（平成30年度は国が直接養成を実施。）

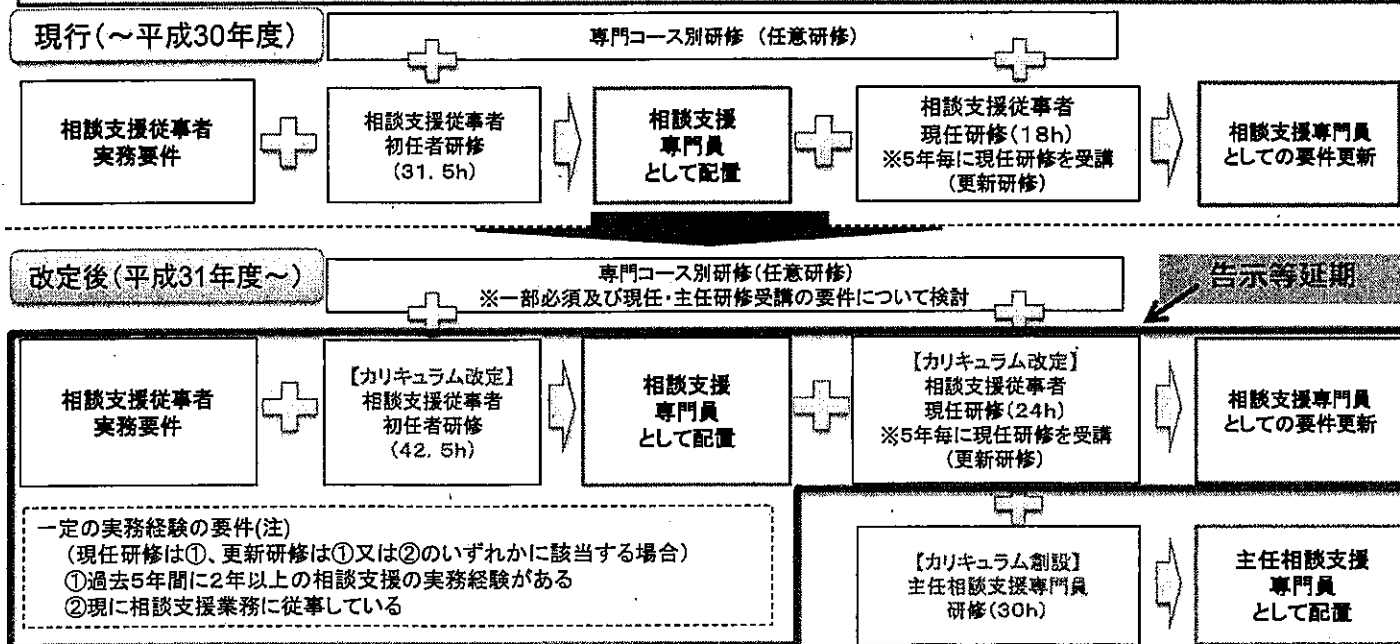
## 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

厚労省資料  
一部修正

○ 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**

○ 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、**相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)**を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）

○ さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員研修の告示別表(案)

厚労省資料  
一部修正

告示等延期

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

初任者研修(延期)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		31.5h

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

**新設**

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合計		30h

モデル研修の位置付け

厚労省資料

基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一一三厚労令二七)  
指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一一三厚労令二八)  
(従業者)

○一般相談支援事業所・特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する。

告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二六)  
指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二七)

実務経験  
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)



研修の修了

初年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了(31.5時間)



5年ごとに「相談支援従事者現任研修」を修了(18時間)

通知

相談支援従事者研修事業の実施について(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 相談支援従事者研修事業実施要綱
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- 専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

モデル研修は、標準カリキュラム以上の研修を実施するための一例。これまで、各都道府県で実施してきた研修、モデル研修を参考に、新たな標準カリキュラム以上の内容となるように、都道府県ごとに31年度以降の研修プログラムを構成しても良い。



## 2 長野県の相談支援従事者研修体系・地域の相談支援体制に係る協議について

1で示した国の方向性・動向をふまえ、平成31年度の相談支援従事者研修の実施方法について、長野県、相談支援従事者養成研修の指定業者である長野県相談支援専門員協会、長野県自立支援協議会人材育成部会にて検討。内容は以下のとおり。

### ○相談支援の質の向上と地域の相談支援体制の強化に向けた課題・検討

長野県自立支援協議会人材育成部会で「相談支援の質の向上」や「地域の相談支援体制の強化」に向けた検討を実施。「平成29年度モニタリング実施状況アンケート」から、長野県内の相談支援専門員の70%は兼務、約半数の相談支援事業所はひとり職場であり、実質的な相談支援専門員の不足に加え、日常的なOJTの機会が少ないという課題がある。

### ○現行の相談支援従事者養成研修における課題

現在の相談支援従事者養成研修（初任・現任）は、集合形式で比較的受動的な形態であること、また、ケアマネジメントプロセスの概要を学べても、基本相談支援や計画（障害児）相談支援の実務に反映しにくいという声がある。また、毎年300人程の受講者がいるが、実務に携わる人材が少ない。

### ○基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）の機能強化と地域の相談支援体制の見直し

地域の相談支援体制の強化に向けては、中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化に加え、委託の相談支援事業所、指定特定（障害児）相談支援事業所との連携・役割分担が重要である。市町村は障害福祉計画の進行管理の際に、基幹相談支援センターの強化とともに、地域の相談支援の提供体制整備について、地域の事業者等と実情に応じた役割の見直しをすることが重要。

### 長野県相談支援従事者支援者養成研修・地域の相談支援体制に係る協議の方向性

- 平成31年度からモデル研修を試行的に導入した体制での初任者研修・現任研修の実施
- 第5期障害福祉計画の相談支援体制に係る進捗状況の確認

5

## 3 初任者研修のカリキュラム概要の対応表

1会場		2会場	
講義	1日目	障がい児者の地域生活支援 障害者総合支援法等の概要	
	2日目	障がい者ケアマネジメント概論 権利擁護と虐待防止	
	3日目	ケアマネジメントの実践	
実習	【実習(課題)】 個別事例を基にケアマネジメントプロセスの実習 地域資源等の情報収集		
	4日目	ケアマネジメントプロセスに基づく実習 (サービス等利用計画の作成)	
	5日目	ケアマネジメントプロセスにおける実習 (モニタリング・協議会の活用と地域資源の活用)	

事前学習		1会場		2会場		3会場		4会場	
		(テキストによる事前学習)障がい者総合支援法や関連制度等理解 (効果測定)学習前後自己評価表の提出							
1会場	講義	1日目	オリエンテーション 相談支援概論						
		2日目	障害者総合支援法等の概要、相談支援におけるケアマネジメント技法 相談支援における地域への視点						
2会場	演習	3日目	【ケアマネジメントに必要な視点と技術】 インテーク・アセスメント(本人中心支援)						
		4日目	【ケアマネジメントに必要な視点と技術】 ゴール設定とプランニング、モニタリング						
		実習1		【実習】 相談支援プロセスの実習(事例を基にインテーク～アセスメントを実施) 所属する地域の地域資源に関する情報収集					
4会場	演習	5日目	アセスメント結果の検討						
		実習2		【実習】 相談支援プロセスの実践 (5日目の演習での気づきをもとに再アセスメント+プランニング)					
4会場	演習	6日目	再アセスメント結果と支援方針の報告～プランニング						
		7日目	再アセスメント～プランニング 研修のふりかえり						

地域と連携した  
実習教育

#### 見直し後の獲得目標

- ①ソーシャルワークとしての障がい者相談支援の価値と知識を理解する。
- ②基本相談支援の理論と実際を理解し、障がい者ケアマネジメントのスキルを獲得する。
- ③計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる。
- ④地域づくりとその核になる自立支援協議会の役割と機能を理解する。

6



#### 4 現任研修のカリキュラム概要の対応表

現任研修(現行)		
	事前課題	担当する支援事例に係る資料作成 等
1会場	1日目	障がい福祉の動向について 地域自立支援協議会について 地域生活支援事業について
	2日目	障がい者ケアマネジメントの実践 スーパーバイズ
	3日目	障がい者ケアマネジメントの実践 スーパーバイズ
合計 3日間+実習(課題)		

現任研修(見直し後)		
	事前課題	担当する支援事例に係る資料作成 ストレングスアセスメントシート作成 等
1会場	講義 1日目	ガイダンス 福祉制度の動向 個別相談支援・チームアプローチ・コミュニティワーク スーパービジョンの理論
	講義演習 2日目	個別相談支援に関する講義及び演習
	実習1	2日目演習で明確化した課題の解決に向けた支援の 実践(スーパービジョンの体験)
1会場	講義演習 3日目	チームアプローチ(多職種連携)に関する講義及び 演習
	実習2	協議会の体制等を学ぶため、定例会議(専門部会等 を含む)に参加
1会場	講義演習 4日目	コミュニティワークに関する講義及び演習
	合計 4日間+実習(課題)	

地域と連携した  
実習教育

##### 見直し後の獲得目標

- ①相談支援の基本的業務を確実に実施できる。
- ②チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践の中でチームアプローチが実践できる。
- ③コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルの活用等)の理論と方法を理解し、実践できる。

7

#### 5 モデル研修導入により充実を目指すポイント

##### ①実務の基礎となるケアマネジメント技術の獲得(研修と実務の連動)

・「講義」→「演習」→「実習(課題)」→「演習(実習課題の遂行に基づく演習)」を行うことで、「講義」による理念と「演習・実習」による実践を連動させ、相談支援専門員の実践の基礎となるケアマネジメント技術を学べる体制とする。

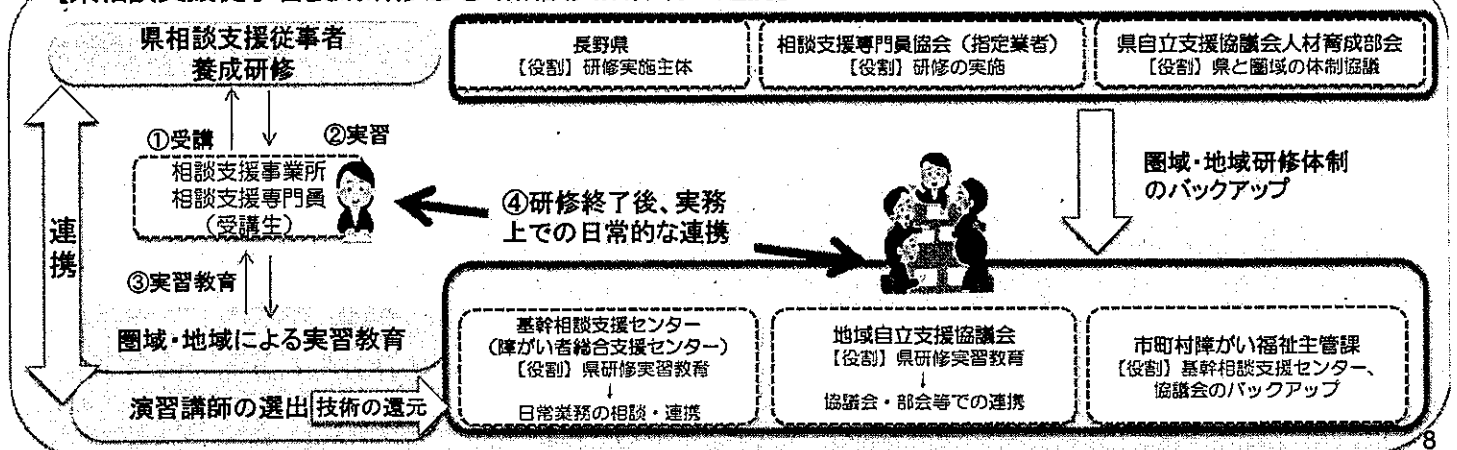
##### ②地域中核機関と連携したOJT体制(実習教育の実施)

・「実習(課題)」を地域の基幹相談支援センター(障がい者総合支援センター)等と連携して実施するOJT体制(実習教育)を築くことで、受講生が所属地域の専門的な指導・助言や人材育成を行う基幹相談支援センター(障がい者総合支援センター)等とつながりを持つきっかけを作る。  
・各地域から経験豊富な相談支援従事者を選出してもらい、相談支援従事者養成研修の「演習講師」の養成を行う。演習講師として身に着けた技術を、県研修だけではなく、地域の人材育成等に役立ててもらおう。

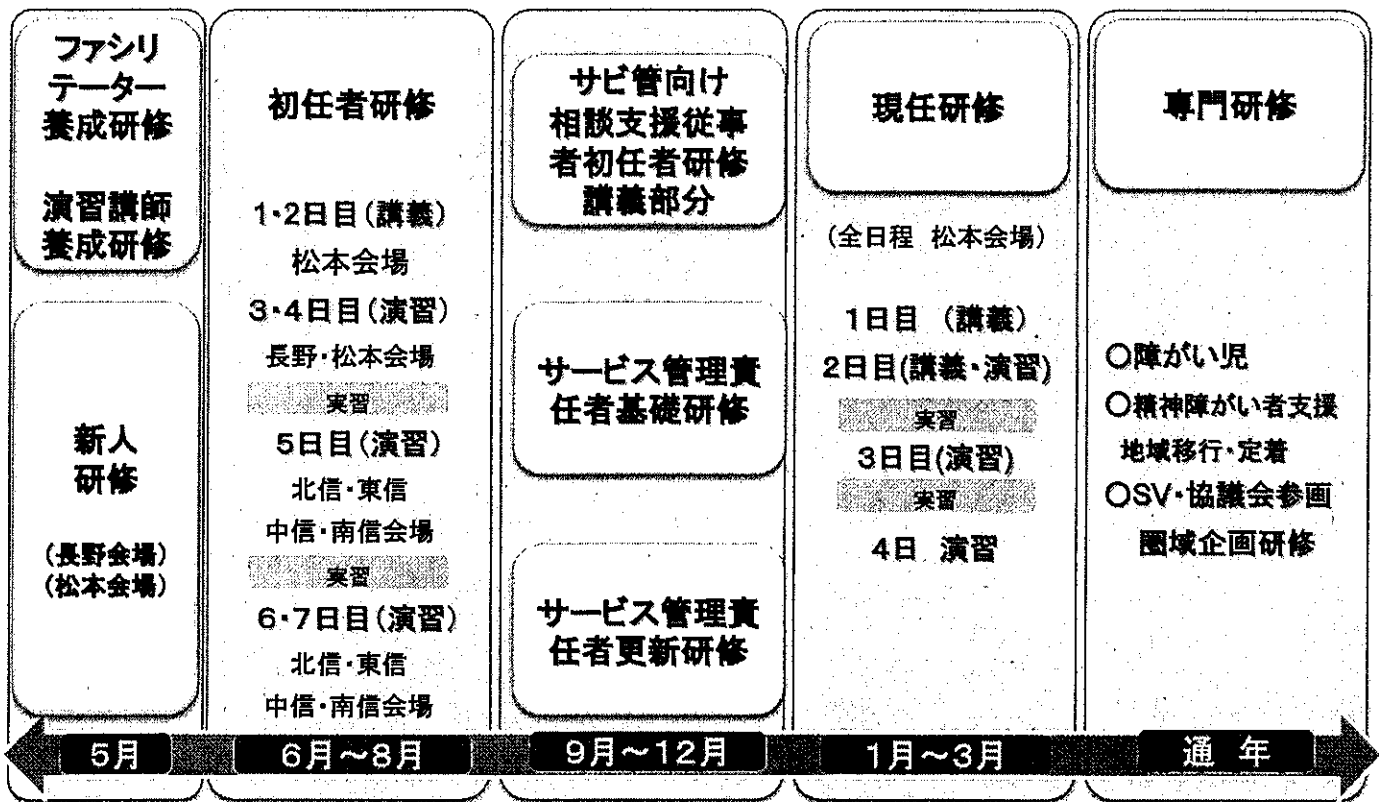
##### ③地域の相談支援体制の構築

・研修をきっかけに実務の中でも相談支援専門員と基幹相談支援センター(障がい者総合支援センター)等が連携し、地域の相談支援体制の強化を目指す。

##### 【県相談支援従事者養成研修と地域相談支援体制の連携】



8



※平成31年度研修日程一覧は平成31年4月頃、長野県相談支援専門員協会ホームページに掲載予定です。

9

## 6 受講に向けた留意点

### 1 初任者研修の受講に係る実務要件

初任者研修受講に係る実務経験要件に変更はあるか。

⇒受講に係る実務経験要件に変更はありません。

実務経験要件については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二七）等をご確認ください。

### 2 初任者研修の修了要件

初任者研修は7日間となるが、実習1、2の実習教育への参加は修了要件として必須か。

⇒修了要件として必須とはしませんが、初任者研修（7日間）の受講と実習1.2（課題）の遂行が必要です。

研修後半では、実習の遂行で得た「気づき」に基づく演習が中心となり、実習遂行が不十分である場合は、再提出を求め、場合によっては修了証を発行できないこともあります。実習教育は受講生の理解促進や研修終了後、相談支援専門員として実務を行う際に地域資源との連携促進を図る目的があるため、趣旨を御理解のうえ、できる限り参加をお願いします。また、事情により参加できない場合は研修事務局にご相談ください。

### 3 現任研修の受講に係る実務要件

延期となった新たな告示（案）には「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験、現に相談支援業務に従事していること」という要件があるが、平成31年度の研修から適用となるか。

⇒新たな告示は延期となっているため適用されず、受講要件に変更はありません。

受講に際しての実務要件については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二七）等をご確認ください。

### 4 現任研修の修了要件

現任者研修は4日間となるが、実習1、2の実習教育への参加は修了要件として必須か。

⇒修了要件として必須とはしませんが、現任研修（4日間）の受講と実習1.2（課題）の遂行が必要です。

実習1、2では自立支援協議会への参加等、地域資源を活用するプログラムがあり、実習遂行が不十分な場合は、修了証の発行ができません。現任研修を修了する相談支援専門員には個別支援以外に、自立支援協議会や地域資源を結び担い手となることを期待されていることを御理解のうえ、できる限り参加をお願いします。また事情により参加できない場合は研修事務局にご相談ください。

10

## 平成 31 年度長野県相談支援従事者養成研修におけるモデル研修導入に係る 御協力のお願い

【基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）、地域自立支援協議会、市町村の皆様へ】

（別紙 1）のとおり、長野県相談支援従事者養成研修において、モデル研修を試行的に導入し充実を図ることで、県と地域が連動した OJT 体制による相談支援専門員の育成、基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）を中心とした地域の相談支援体制の強化をねらいとしています。本趣旨を御理解のうえ、圏域・地域研修との連携の御協力をお願い申し上げます。

### （1）県相談支援従事者研修における圏域・地域の実習教育の連携について

県相談支援従事者研修における圏域・地域の実習教育の具体的な連携内容については、「相談支援従事者研修ガイドライン（仮）」を作成中であり、完成したところで詳細についての説明会を開催予定です。現時点での概要と説明会日程は以下のとおりです。

#### ①実習教育の内容

##### ○初任者研修【実習 1（研修 4 日目と 5 日目の間）】

- ・相談支援プロセス（事例を基にインテーク～アセスメント部分）における助言
- ・所属する地域の地域資源に関する情報収集

##### 【実習 2（研修 5 日目と 6 日目の間）】

- ・相談支援プロセス（再アセスメント+プランニング部分）における助言

##### ○現任研修【実習 1（2 日目から 3 日目の間）】

- ・スーパービジョンの体験

##### 【実習 2（3 日目から 4 日目の間）】

- ・地域自立支援協議会（部会を含む）への参加

#### ②説明会の予定（※日程が変更となる場合は改めてお知らせします。）

5 月 14 日（火）平成 31 年度第 1 回 障がい者支援体制機能強化会議

基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）、市町村担当者を対象とした説明会を開催します。

### （2）県相談支援従事者研修における圏域・地域の実習教育における窓口の設置

実習教育実施に向けて、圏域・地域での窓口の設置をお願いします。窓口は基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等、地域の相談支援体制の中核となる機関を想定しています。個別に質問を受けると通常業務に支障が出る恐れがあるため、実習のフォロー日時と場所を設定（例：各圏域・地域で実施している相談支援専門員連絡会等を実習のフォローの場とする等）していただくようお願いします。また窓口となる基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）からも演習講師（※「（4）演習講師の選出について」参照）の選出をお願いします。

【流れ（例）】

- ①相談支援従事者研修時、実習の内容を受講生に伝達。相談先として、所属圏域の窓口を案内。
- ②フォローを受ける受講生は所属圏域の実習教育窓口連絡。
- ③設定日時、場所に集まった受講生に対して、実習教育を実施。

(3) 県相談支援従事者研修における圏域・地域の実習教育日程の設定

①初任者研修の日程（案）

1～4日目	実習教育期間	5日目	実習教育期間	6～7日目
6月1日～21日(金)の間に実施予定	この期間に設定をお願いします。	7月12日(金) ※見込	この期間に設定をお願いします。	8月9日(金)～末日の間に実施予定

②現任研修の日程（案）

1～2日目	実習教育期間	3日目	実習期間	4日目
1月10日(金)までに実施予定	この期間に設定をお願いします。	2月14日(金) ※見込	この期間に設定をお願いします。	3月13日(金)～下旬の間に実施予定

(4) 演習講師の選出について

相談支援従事者養成研修の演習は、小グループに分かれて実施し、各グループに1人ファシリテーターを配置し、受講生の理解を促します。例年、地域の障がい者総合支援センターから推薦のうえ、ファシリテーター研修を受講した方に、役割を担っていただいています。

平成31年度相談支援従事者養成研修では、ファシリテーターとしていた役割を演習講師と名称変更し、演習グループ（受講生6人1組）のスーパービジョンを行う立場として、新たな役割を担っていただく予定です。県内に地域格差なく演習講師を養成することで、県研修協力のみではなく所属圏域・地域の研修、人材育成を担う人材の育成をねらいとしています。

演習講師を担う方は、すでにファシリテーター経験のある方で、基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）に所属される方を含む相談支援事業者の方を想定しています。新たに「演習講師養成研修」を開催（平成31年5月10日開催予定）し、役割を共有する予定です。「演習講師養成研修」の募集（※長野県相談支援専門員協会から後日発出予定）の際に、各圏域・地域からご推薦を検討しています。以下を目安に演習講師候補者の推薦・日程調整等、準備をお願いします。

【初任者研修】※受講生の人数により、必要な演習講師の人数は変動する見込みです。

圏域	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	松本	
平均受講数 (H28～30)	32	29	17	35	21	54	
演習講師数 (目安)	5	5	3	6	4	9	
圏域	木曾	大北	長野市	須高	千曲坂城	北部	北信
平均受講数 (H28～30)	4	9	43	18			12
演習講師数 (目安)	1	2	7	1	1	1	2

【現任研修】※受講生の人数により、必要な演習講師の人数は変動する見込みです。

圏域	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	松本	
平均受講数 (H28～30)	39	30	15	30	26	44	
演習講師数 (目安)	6	5	3	5	4	7	
圏域	木曾	大北	長野市	須高	千曲坂城	北部	北信
平均受講数 (H28～30)	4	11	36	17			8
演習講師数 (目安)	1	2	6	1	1	1	2

#### (5) 県相談支援従事者研修における圏域・地域の実習教育に関する課題について

(1)～(4)の内容について、各圏域・地域で準備をお願いします。これらの体制作りについて協議するうえで、課題や疑問等がある場合は県自立支援協議会事務局（県障がい者支援課）までお知らせください。また、圏域・地域で実習教育の運営に不安がある場合等は県自立支援協議会人材育成部会を通じて、他圏域・地域から講師（アドバイザー）派遣を検討しています。

#### ※ 市町村の皆様へのお願い ※

##### (1) 県相談支援従事者研修における圏域・地域の実習教育の連携のサポートについて

県相談支援従事者研修実習と圏域・地域研修の連携にあたっては、基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等の皆様に中心的な役割をお願いすることが想定されますが、実施にあたって必要となる事務的事項（例：研修にあたっての会場確保、受講生への周知、実習課題への情報提供等）のサポートについて、御協力をお願いします。

##### (2) 基幹相談支援センターの役割について

基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制を築く上での中核的な役割を求められています。本研修において県と地域が連携して相談支援専門員を育成することで、基幹相談支援センターの担う「人材育成」の役割の強化促進を目指しています。基幹相談支援センターの役割について改めて御確認いただき、未設置の地域については設置に向けた検討、設置済の地域については基幹相談支援センターの職員が必要な役割の担う体制が整っているか（例：委託契約時の業務内容等の見直し、経験年数・専門性を備えた職員の配置等）について定期的な見直しとともに、地域の相談支援体制（基幹、委託、計画相談・障害児相談等）の役割の整理、体制確保にむけた取組をお願いします。

【参考：「厚労省通知（平成18年8月1日）地域生活支援事業の実施について」

（別記3）相談支援事業【別添2】基幹相談支援センター】

##### (3) 計画（障害児）相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、モニタリング期間の見直し等、変更がありました。国の「相談支援の質の向上に向けた検討会」のとおり、計画（障害児）相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、状況の変化や新たなニーズを見出す等、継続的かつ定期的に実施することが重要です。個別給付の支給決定にあたっては、事務的にならないよう、相談支援従事者研修の受講や圏域・地域研修の運営に参加する等を通じ、一定の専門的知見の習得のうえ、適切かつ積極的な調整をお願いします。

## ○主任相談支援専門員研修について

主任相談支援専門員について（平成 31 年 3 月 7 日主管課長会議資料抜粋）

平成 30 年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。主任相談支援専門員については、平成 30 年度より、国による養成研修を実施しており、平成 31 年度においても引き続き養成を行う予定である。研修の実施時期については、平成 30 年度より早い時期を予定しているところであるが、日時・場所等が決定し次第、各都道府県にお知らせすることとしている。

また、各都道府県における主任相談支援専門員の養成に当たっては、養成研修に係る実施要綱を平成 30 年度末に発出する予定としており、平成 31 年度以降、準備が整った都道府県から養成を始められたい。その際、主任相談支援専門員の確実な養成を図る観点から、国による養成研修を修了した主任相談支援専門員を中心とし、研修実施体制の確保、適切な定員の設定等について検討の上準備を進められたい。

### 主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額 13,766千円 → 平成31年度予算案 14,803千円

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

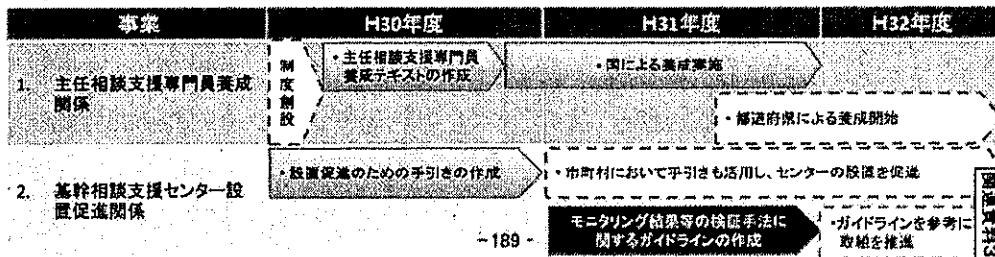
#### 事業の目的

#### 【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間、参加者200名程度)
  - ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成
- ※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)



### <本県の主任相談支援専門員養成研修にかかわる状況>

#### ○国養成研修への参加

- ・平成 30 年度国養成研修に、3 名参加。(現任研修終了後 3 年以上の実務経験、基幹相談支援センターに所属、今後の本県の主任相談支援専門員研修づくりを担う方)

#### ○主任相談支援専門員研修の受講希望事業所数

- ・主任相談支援専門員研修を受講すると、特定事業所加算 (I) を取得できる見込みの事業所が各圏域に 1~2 事業所ある。(※県自立支援協議会人材育成部会調べ)

(今後の課題)

- 本県の主任相談支援専門員研修の開催に向けては、育成の対象者と目的、見通しを明確化する必要がある。

○厚生労働省告示第百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第二号イ(1)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七

号) 第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。) を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

別表

区分	科目	時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	三
講義	運営管理に関する講義	三
及び	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	十三
演習	地域援助技術に関する講義及び演習	十一



事務連絡  
平成31年1月18日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」に要件を規定）。

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす規定（別紙1参照。以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成30年4月1日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成31年3月31日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記にご留意いただき、

- ① 管内において、来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須であることの周知徹底を図ること
- ② 研修の開催においては、早期に事業所開設を予定している事業者からの受講申込者について優先的に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきようご対応願います。

また、既にお知らせしておりますとおり、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の全体的な見直し（別紙2参照）を予定しており、それに伴い、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等を実施いたしますので、周知を図っていただきますよう併せてご対応願います。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室 相談支援係

TEL : 03-5253-1111 (内 3149, 3043)

FAX : 03-3591-8914

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 50 条第 1 項第 4 号及び第 215 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 4 条第 1 項第 1 号イ（3）、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ（3）、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第 4 条第 1 項第 1 号イ（3）に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第 12 条第 1 項第 5 号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。）第 11 条第 1 項第 2 号イ（3）に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ （略）

- ロ 指定障害福祉サービス（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ（1）（二）、（2）（二）、（3）（二）、（4）（二）及び（5）の要件を満たしているものとみなす。

以下（略）

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は 1 及び 2 に定める要件を満たす者とする。

1・2 (略)

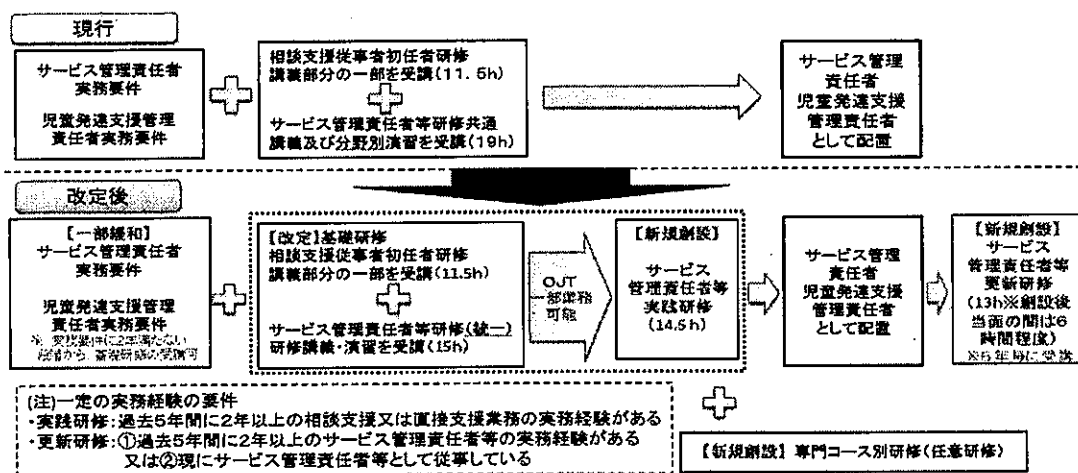
- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。  
※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。  
※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
<b>① 実務経験の一部緩和</b> ○直接支援業務 10年 ○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○直接支援業務 8年 ○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
<b>② 配置時の取扱いの緩和</b> ○研修修了後にサービス管理責任者として配置可 ○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可 ○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
<b>③ 研修分野統合による緩和</b> ○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達支援管理責任者研修別に研修を実施 ・修了した分野のみ従事可	○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・全分野のサービスに従事可 ・平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

## (4) その他について

グループホームに係る支援体制について	…51
障害者差別解消法における 支援地域協議会の設置について	…52
地域福祉支援計画（案）について	…60
小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動について	…62



## 地方公共団体における 障害者差別解消法の施行状況について (速報値)

- 本資料は、内閣府が地方公共団体を対象に行った調査の結果を取りまとめたものである。(政令市以外の市区町村については、都道府県を經由して調査を実施)。
- 各数値は、特に記載がない限り、平成30年4月1日時点の値又は平成29年度の実績値を示している。
- 「中核市等」とは、中核市、特別区及び県庁所在地(政令市を除く。)を示している。
- 「一般市」とは、政令市及び中核市等のいずれにも該当しない市を示している。
- 割合の値は、小数点以下を四捨五入している。
- いずれも速報値のため、今後、数値に修正が生じる可能性がある。



1. 対応要領の策定状況

【策定は努力義務 [障害者差別解消法第 10 条]】

- 都道府県及び政令市では、全て策定済み。(調査対象外)
- 中核市では約 94%、一般市では約 85%、町村では約 59%が策定済み。
- 全体の設置割合は約 72%で、前回(1年前)と比較し、約 9%上昇。  
(前回調査時：約 63%)

選択肢	計		都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 策定済み	1,236 (1,085)	72% (63%)	—	—	—	—	80 (76)	94% (93%)	605 (555)	85% (78%)	551 (454)	59% (49%)
イ 策定予定	162 (278)	9% (16%)	—	—	—	—	5 (5)	6% (6%)	50 (94)	7% (13%)	107 (179)	12% (19%)
ウ 策定しない	9 (13)	1% (1%)	—	—	—	—	0 (0)	0% (0%)	3 (2)	0% (0%)	6 (11)	1% (1%)
エ 未定	314 (345)	18% (20%)	—	—	—	—	0 (1)	0% (1%)	51 (61)	7% (9%)	263 (283)	28% (31%)
計	1,721 (1,721)	100% (100%)	—	—	—	—	85 (82)	100% (100%)	709 (712)	100% (100%)	927 (927)	100% (100%)

(括弧内の数値は、前回(平成 29 年 4 月 1 日時点)の値)

## 2. 地域協議会の設置状況

【設置は任意 [障害者差別解消法第17条]】

- 都道府県及び政令市では、全て設置済み。
- 中核市では約74%、一般市では約60%、町村では約39%が設置済み。  
(複数の地方公共団体が共同で設置する場合を含む。以下同じ。)
- 全体の設置割合は約52%で、前回(1年前)と比較し、約10%上昇。  
(前回調査時：約42%)
- 未定の回答は減少傾向にあるが、人口規模が小さい地方公共団体を中心に、依然として一定数が存在。

選 択 肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 設置済み	647 (569)	36% (32%)	47 (46)	100% (98%)	20 (20)	100% (100%)	61 (55)	72% (67%)	329 (273)	46% (38%)	190 (175)	20% (19%)
イ 共同設置済み	276 (172)	15% (10%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	2 (1)	2% (1%)	99 (59)	14% (8%)	175 (112)	19% (12%)
ウ 設置予定	167 (318)	9% (18%)	0 (1)	0% (2%)	0 (0)	0% (0%)	7 (11)	8% (13%)	78 (158)	11% (22%)	82 (148)	9% (16%)
エ 設置しない	30 (27)	2% (2%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	1 (1)	1% (1%)	13 (12)	2% (2%)	16 (14)	2% (2%)
オ 未定	668 (702)	37% (39%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	14 (14)	16% (17%)	190 (210)	27% (29%)	464 (478)	50% (52%)
計	1,788 (1,788)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	85 (82)	100% (100%)	709 (712)	100% (100%)	927 (927)	100% (100%)

(括弧内の数値は、前回(平成29年4月1日時点)の値)

## 2-1 地域協議会の構成員の状況

- 障害当事者・障害者団体・家族会等や、福祉等の関係者については、全体の9割以上の地域協議会で参画が進んでいる。
- 国の機関、事業者、法曹等、学識経験者、報道機関については、人口規模の大きい地方公共団体ほど参画する割合が高くなる傾向が見られる。

選 択 肢	計											
	計		都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 地方公共団体の障害者施策主幹部局	730	79%	31	66%	12	60%	50	79%	337	79%	300	82%
イ 国の機関	509	55%	39	83%	16	80%	47	75%	260	61%	147	40%
ウ 地方公共団体(アを除く)	740	80%	40	85%	14	70%	48	76%	349	82%	289	79%
エ 障害当事者、障害者団体、家族会等	834	90%	46	98%	20	100%	61	97%	391	91%	316	87%
オ 教育	559	61%	33	70%	10	50%	37	59%	268	63%	211	58%
カ 福祉等	887	96%	45	96%	19	95%	62	98%	414	97%	347	95%
キ 医療・保健	672	73%	41	87%	15	75%	51	81%	328	77%	237	65%
ク 事業者	589	64%	38	81%	14	70%	47	75%	276	64%	214	59%
ケ 法曹等	293	32%	36	77%	16	80%	46	73%	125	29%	70	19%
コ 学識経験者	356	39%	34	72%	15	75%	43	68%	180	42%	84	23%
サ 報道機関	8	1%	5	11%	2	10%	0	0%	1	0%	0	0%
シ 自治会	79	9%	0	0%	2	10%	7	11%	46	11%	24	7%
ス その他	81	9%	7	15%	1	5%	9	14%	43	10%	21	6%
(母数)	923	100%	47	100%	20	100%	63	100%	428	100%	365	100%

2-2. 地域協議会で実施した事務の状況（実績があるもの）

- 「相談事例の共有」、「障害者差別解消に資する取組の共有・分析」及び「差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発」を実施した割合が比較的高い。
- 「紛争の防止・解決を図る事案の共有」、「構成機関等による紛争解決の後押し」及び「個別の相談事案に対する対応」を実施した割合は、いずれも全体の1割未満にとどまっている。
- 市区町村にあっては、人口規模が大きいほど、事務を実施した割合が全般的に高い傾向が見られる。

選 択 肢	計		都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 紛争の防止・ 解決を図る 事案の共有	75 (557)	8% (60%)	12 (32)	26% (68%)	6 (14)	30% (70%)	10 (36)	16% (57%)	30 (254)	7% (59%)	17 (221)	5% (61%)
イ 相談事例の 共有	338 (790)	37% (86%)	29 (43)	62% (91%)	18 (19)	90% (95%)	48 (60)	76% (95%)	156 (360)	36% (84%)	87 (308)	24% (84%)
ウ 相談体制の 整備	113 (535)	12% (58%)	10 (27)	21% (57%)	7 (16)	35% (80%)	11 (35)	17% (56%)	43 (228)	10% (53%)	42 (229)	12% (63%)
エ 障害者差別解消 に資する取組 の共有・分析	290 (763)	31% (83%)	33 (45)	70% (96%)	18 (18)	90% (90%)	41 (57)	65% (90%)	129 (347)	30% (81%)	69 (296)	19% (81%)
オ 構成機関等 による紛争解決 の後押し	31 (319)	3% (35%)	1 (21)	2% (45%)	4 (6)	20% (30%)	4 (22)	6% (35%)	11 (146)	3% (34%)	11 (124)	3% (34%)
カ 差別解消の取組 の周知・発信、 研修・啓発	306 (626)	33% (68%)	22 (33)	47% (70%)	11 (16)	55% (80%)	33 (44)	52% (70%)	152 (294)	36% (69%)	88 (239)	24% (65%)
キ 個別の相談事案 に対する対応	65 (362)	7% (39%)	3 (18)	6% (38%)	1 (2)	5% (10%)	6 (18)	10% (29%)	30 (148)	7% (35%)	25 (176)	7% (48%)
ク その他	43 (36)	5% (4%)	0 (3)	0% (6%)	0 (1)	0% (5%)	4 (4)	6% (6%)	16 (14)	4% (3%)	23 (14)	6% (4%)
(母数)	923	100%	47	100%	20	100%	63	100%	428	100%	365	100%

(括弧内の数値は、所掌事務として規定している地方公共団体の値(実績の有無は不問))

### 3 相談対応を行う体制の状況

- ワンストップ相談窓口を整備している割合が、全般的に最も高くなっている。
- 市区町村にあつては、人口規模が大きいほど、何らかの形態で相談体制を整備している割合が高くなっている。

選択肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定	791	44%	32	68%	10	50%	39	46%	308	43%	402	43%
イ 障害者差別に関する相談員を配置	261	15%	29	62%	7	35%	15	18%	104	15%	106	11%
ウ 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	331	19%	7	15%	9	45%	33	39%	154	22%	128	14%
エ ア～ウのいずれにも該当しない	627	35%	5	11%	6	30%	22	26%	221	31%	373	40%
(母数)	1,788	100%	47	100%	20	100%	85	100%	709	100%	927	100%

3-1 ワンストップ相談窓口の設置先の状況

【設置は任意】

- ワンストップ相談窓口を整備している地方公共団体の大部分は、障害者施策  
主管部局や福祉事務所等を設置先としている。
- 都道府県や政令市では、出先機関や民間事業者・民間団体等を設置先とする  
ケースも散見される。

選 択 肢	計		都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 障害者施策 主管部局や 福祉事務所等 (イを除く)	733	93%	24	75%	7	70%	37	95%	292	95%	373	93%
イ 地方公共団体 の出先機関	23	3%	4	13%	0	0%	2	5%	7	2%	10	2%
ウ 民間事業者、 民間団体等	35	4%	4	13%	2	20%	1	3%	12	4%	16	4%
エ その他	34	4%	5	16%	1	10%	3	8%	13	4%	12	3%
(母数)	791	100%	32	100%	10	100%	39	100%	308	100%	402	100%





# 長野県地域福祉支援計画(案)の概要

2019年3月

健康福祉部地域福祉課

策定の背景

- 急激な人口減少社会、超高齢社会の進行（人生100年時代の到来）
- 複合的な課題の深刻化（生活困窮、ひきこもり、8050問題等）
- 社会保障費の増高
- 家庭力・地域力の低下、地域社会の支え合い・寛容性の低下
- 従来の縦割りの福祉政策・分野による地域福祉の限界

目指すべき社会

基本理念

## ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

～ 世代の違い、障がいの有無、文化の違いなど  
 多様な個性を持った住民がごちゃまぜで暮らし、  
 様々な人や組織の協力による、ライフステージを通じてその人らしい  
 居場所と出番があるあったか信州の創造 ～

【私たちが目指す地域共生社会のイメージ】

地域の中で、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」の社会

「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う「新しいお互いさま」社会

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて自助、互助、共助、公助が包括的に支える社会

計画期間

2019年度（平成31年度）から2022年度の4年間（総合5か年計画と整合）

重点的取組テーマ

### ごちゃまぜ社会へ向けた学びと自治の土壌づくり

- 1 地域共生社会住民ワークショップの開催と住民支え合い行動宣言の推進
  - ・大学、長野県みらい基金等と連携したワークショップ開催のプログラムの提供
- 2 福祉教育の充実
  - ・学校教育、社会教育を通じ当事者の声を取り入れた教育プログラムの提供・実践
- 3 地域福祉と公民館活動の連携の強化
  - ・公民館活動等の充実による持続可能な地域づくり

### 住民主体の新しいお互いさま社会づくり

- 1 地域をつくる「人」づくり
  - ・地域活動の担い手育成
  - ・地域課題の解決に導くコーディネート人材の養成
- 2 地域共生の「場」づくり
  - ・多様な主体が利用できる居場所づくり
- 3 地域共生の「仕組み」づくり
  - ・ごちゃまぜの研修による顔の見える関係づくり
  - ・長野県社会福祉協議会と連携し、住民支え合い活動の推進やボランティア活動の振興等を支援

### 包括的に機能する相談体制づくり

- 1 複合的な課題等に対応する包括的相談支援体制づくり
  - ・地域、市町村、広域の三層からなる複合的な課題への相談支援体制の構築
- 2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備
  - ・多機関・多職種との協働の核となる複合的な課題を解決するコーディネーターの養成、スキルアップ支援
- 3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化



【施策体系】

理念

ともに生きる  
ともに創る  
地域共生・信州

重点的取組テーマ

ごちゃまぜ社会へ向けた学びと自治の土壌づくり

主要な施策展開

1 地域共生社会住民ワークショップの開催

- 地域共生社会の実現に向けて住民が考え、実践へと踏み出す契機として市町村、地域ごとに実施し、内容を「住民支え合い行動宣言」として集約・発信
- 大学、長野県みらい基金等と連携したワークショップ開催のプログラム提供等支援

2 福祉教育の充実

- 学校教育における当事者の声を聞く機会等の確保
- 社会教育における多様性を理解するプログラムの提供

3 公民館活動の活性化

- 県内公民館活動の支援、圏域を越えた公民館活動の交流

重点的取組テーマ

住民主体の新しいお互いさま社会づくり

主要な施策展開

1 地域をつくる「人」づくり

- シニア活動推進コーディネーター等による高齢者の社会参加を促す人材の育成
- ボランティア活動リーダー、地域づくりに寄り添うファシリテーターの育成

2 地域共生の「場」づくり

- 多世代が集うことができる交流の場の設置を支援
- 住民の活動拠点となるボランティアセンター、市民活動センター、公民館等既存の施設の機能の充実

3 地域共生の「仕組み」づくり

- ごちゃまぜの研修による顔の見える関係づくり
- 長野県社会福祉協議会と連携し、住民支え合い活動の推進やボランティア活動の振興等を支援

重点的取組テーマ

包括的に機能する相談支援体制づくり

主要な施策展開

1 複合的な課題等に対応する包括的相談支援体制づくり

- 地域、市町村、広域からなる複合的な課題に対応する相談支援体制の構築

2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備

- 多機関・多職種協働の核となるコーディネート人材の養成、スキルアップ支援
- 専門機関同士の相談内容を的確に引き継ぐ体制の構築

3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化

- 現場に出て、住民の意見を聞き、行動することができる職員を育成

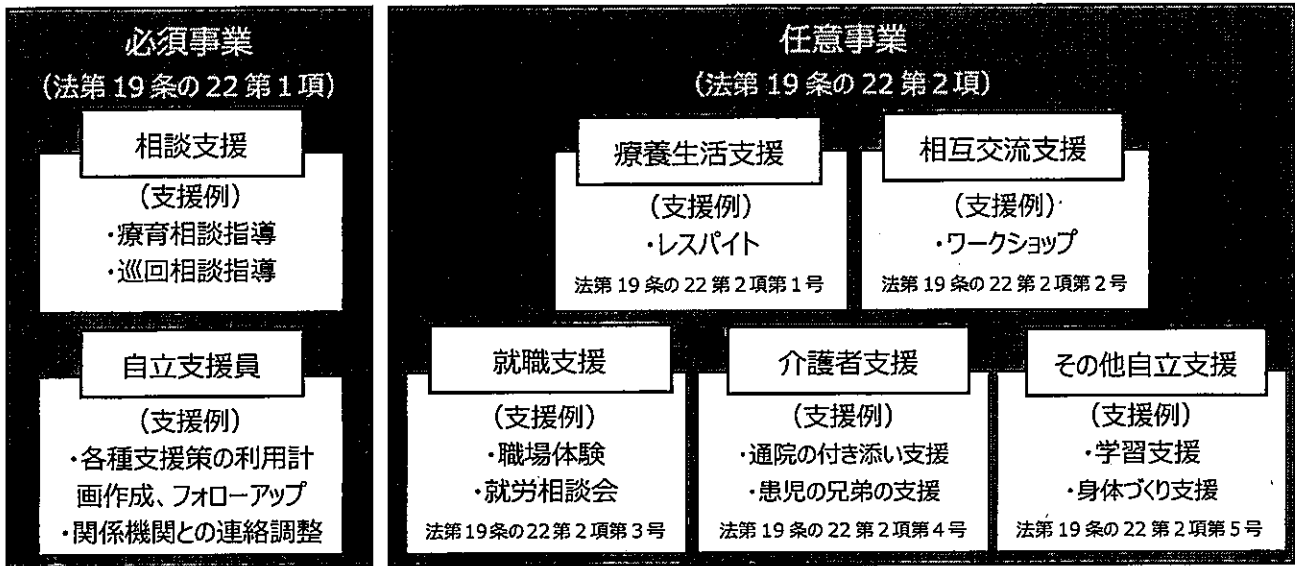
# 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動について

保健・疾病対策課

## 1 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の概要

### ○小慢児童等の自立支援

児童福祉法において、都道府県等は、患者ご家族へ必要な情報提供をしたり、それぞれの地域の実情に応じ、関係機関の連携のもと、成人に向けた切れ目のない自立支援を行っていくとされている。次のとおり必須事業・任意事業が定められている。



## 2 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動について

長野県では平成27年4月1日より保健・疾病対策課内に小児慢性特定疾病児童等自立支援員が1名配置された。相談事業等を実施する中で医療・保健・福祉・教育等の関係者と連携して、児童等が疾病を抱えながらも健やかに成長発達するため、一人ひとりの成長過程に応じた切れ目のない支援体制作りを行っている。

### 実績

H30年3月末現在 (件)

	家族等		市町村		学校等		医療機関		保健所他		
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	
相談依頼先	14	32	2	26	12	21	6	31	4	21	
相談内容	サービス(他の助成制度) ・相談窓口・支援先		2	23	2	32	4	4	22	1	13
	保育園・学校対応		12	11		6	10	14	2	4	5
	将来への不安			1					1		
	疾病		4	17	1	9	5	11	4	14	10
	制度		2	8	1	2			3	13	5
計	20	60	4	49	15	29	13	54	7	33	
訪問先	2	8		2	3	6	2	2			
支援会議への参加				1	2	4		2			